

○ 公益信託に関する法律、関連政令、関係府令等三段表

【法律】 ○ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）等	【政令】 ○ 公益信託に関する法律施行令（令和七年政令第二百三十三号）等	【内閣府令】 ○ 公益信託に関する法律施行規則（令和七年内閣府令第六十三号）等
目次 第一章 総則（第一条―第五条） 第二章 公益信託の認可等 第一節 公益信託の効力（第六条） 第二節 公益信託の認可（第七条―第十五条） 第三節 公益信託事務の処理等（第十六条―第二十一条） 第四節 公益信託の併合等（第二十二条―第二十七条） 第五節 公益信託の監督（第二十八条―第三十二条） 第六節 信託法の適用関係（第三十三条） 第三章 公益認定等委員会等への諮問等 第一節 公益認定等委員会への諮問等（第三十四条―第三十七条） 第二節 都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等（第三十八―第三十九条） 第四章 雑則（第四十条―第四十四条） 第五章 罰則（第四十五条―第四十九条） 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、公益を目的とする信託による事務の実施が公益の増進のために重要となつてゐることに鑑み、当該事務が適正に行われるよう公益信託を認可する制度を設けるとともに、当該公益信託の受託者による信託事務の適正な処理を確保するため必要な措置等を定め、もつて公益の増進及び活力ある社会の実現に資することを目的とする。 （定義） 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 公益信託 この法律の定めるところによりする受益者の定め（受益者を定める方法の定めを含む。第四条第三項において同じ。）のない信託であつて、公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。 二 公益事務 学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務をいう。 2 この法律において、「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸収信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」とは、それぞれ信託法（平成十八年法律第百八号）（第二条に規定する「信託」、「信託行為」、「信託財産」、「委託者」、「受託者」、「受益者」、「信託財産責任負担債務」、「信託の併合」、「吸収信託分割」、「新規信託分割」又は「信託の分割」をいう。 3 この法律において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあつては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。		目次 第一章 信託行為において定める事項（第一条） 第二章 公益信託の認可等 第一節 公益信託認可の申請等の手続（第二条） 第二節 公益信託認可の基準（第三条―第九条） 第三節 公益信託認可の変更等の手続（第十条―第十五条） 第三章 公益信託事務の処理等 第一節 計算 第一款 総則（第十六条） 第二款 中期的収支均衡（第十七条―第二十三条） 第三款 公益事務割合（第二十四条―第三十二条） 第四款 使途不特定財産額の保有の制限（第三十三条―第三十七―三十七条） 第二節 寄附の募集に関する禁止行為（第三十八条） 第三節 財産目録等（第三十九条―第四十九条） 第四章 公益信託の併合等（第五十条―第五十二条） 第五章 報告及び検査（第五十三条―第五十四条） 第六章 移行認可（第五十五条） 第七章 公示及び公表（第五十六条・第五十七条） 附則

(行政庁)

第三条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益信託の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益信託 内閣総理大臣

イ 公益事務を二以上の都道府県の区域内において行う旨を信託行為で定めるもの

ロ 国の事務又は事業と密接な関連を有する公益事務であつて^{〔政令〕}で定めるものを行うもの

二 前号に掲げる公益信託以外の公益信託 その公益事務を行う区域を管轄する都道府県知事

(公益信託の要件)

第四条 公益信託は、信託法第三条第一号又は第二号に掲げる方法によつてしなければならない。

2 公益信託の信託行為においては、公益事務を行うことのみを目的とする旨のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 公益信託の名称（公益信託という文字を用いるものに限る。第七条第二項第一号において同じ。）

二 信託管理人（信託法第四章第四節第一款の信託管理人をいう。以下同じ。）となるべき者を指定する定め

三 帰属権利者（信託法第八十二条第一項第二号に規定する帰属権利者をいう。第八条第十三号において同じ。）となるべき者（委託者を除く。）を指定する定め

四 その他^{〔内閣府令〕}で定める事項

3 公益信託においては、受益者の定めを設けることはできない。

(公益信託の名称等)

第五条 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

2 何人も、不正の目的をもつて、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

3 前二項の規定に違反する名称又は商号の使用によつて公益事務に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に對し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二章 公益信託の認可等

第一節 公益信託の効力

第六条 公益信託は、行政庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

※ 制定されず。

第一章 信託行為において定める事項

第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）^{〔内閣府令〕}で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 委託者及び受託者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 公益信託の目的

三 公益事務を行う区域

四 公益事務の内容

五 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項

六 受託者の職務に関する事項

七 公益信託事務の処理の方法に関する事項

八 信託管理人の職務に関する事項

九 信託事務年度（一年を超えないものに限る。）

十 公益信託の存続期間を定める場合にあっては、当該期間に関する事項

十一 受託者が二人以上ある場合にあっては、各受託者の職務に関する事項

十二 公益信託事務の一部を第三者に委託する場合（次に掲げるものを委託する場合を除く。）にあっては、その公益信託事務の委託先又は委託先の選定に係る基準及び手続並びに委託する公益信託事務の内容

十三 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法

十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容

イ 信託財産の保存行為に係る事務

ロ 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする事務

ハ 公益信託事務の処理にとつて補助的な機能を有する事務

十三 公益信託の適正な運営のために不可欠なものとして合議制の機関を置く場合にあっては、当該機関の職務及び権限並びに当該機関の構成員の数、選任方法及びその任期並びに当該構成員に対する報酬の有無及び報酬の額又はその算定方法

十四 信託法（平成十八年法律第百八号）第三十一条第一項各号又は第三十二条第一項に規定する行為を行う場合にあっては、その旨及び当該行為の内容

第二節 公益信託の認可

第七節 (公益信託認可の申請)

第七節 公益信託の受託者となる者とは、前条の認可（以下「公益信託認可」という。）を申請しなければならない。

2 公益信託認可の申請は、**内閣府令**で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

- 一 公益信託の名称
- 二 受託者及び信託管理人の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 三 公益事務を行う都道府県の区域
- 四 公益事務の種類及び内容
- 五 その他公益信託に係る信託行為の内容に関する事項
- 3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面
 - 二 事業計画書及び収支予算書
 - 三 公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等をいう。以下同じ。）を必要とする場合においては、当該許認可等があつたこと又はこれを受けることができることを証する書類
 - 四 当該公益信託に係る信託事務（以下「公益信託事務」という。）を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする当該公益信託の信託財産に係る財産目録その他の**内閣府令**で定める書類
 - 五 次条第十一号に規定する支払基準を記載した書類
- 六 前各号に掲げるもののほか、**内閣府令**で定める書類

十五 公益信託報酬を支払う場合にあつては、当該公益信託報酬に関する事項

第二章 公益信託の認可等

第一節 公益信託認可の申請等の手続

第二条 (公益信託認可の申請)

第二条 法第七条第二項の規定により公益信託認可の申請をしようとする者は、様式第一号により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 法第七条第三項第四号の**内閣府令**で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第四十三条各項の規定の例により作成した公益信託の設定時における信託財産に係る予定財産目録
- 二 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類
- 三 次のイ又はロに掲げる受託者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める受託者の固有財産に属する財産及び収入の状況を明らかにする書類
- イ 法人その他の団体である受託者 法人その他の団体の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書（最終事業年度がない場合にあつては、当該法人その他の団体の成立の日における貸借対照表）
- ロ イに掲げる受託者以外の者 当該受託者の財産及び収入の状況を明らかにする調書

四 前三号に掲げるもののほか、公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする書類

3 法第七条第三項第六号の**内閣府令**で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、第七号に掲げる書類にあつては、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出する者若しくはこれに準ずる者又は他の法令の規定により法第九条第一号ロに掲げる者に該当しないことが明らかであると認められる者は、同号ロに該当しないことを説明した書類を添付することとする。

一 受託者及び信託管理人の氏名、生年月日、住所及び略歴を記載した書類（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款、寄附行為又は規則並びに登録事項証明書）並びに本人確認書類の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードの写しその他その者が本人であることを確認するに足りる書類として行政庁が適当と認めるものをいう。）

二 信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前項各号及び前二号に掲げるもののほか、法第八条各号に掲げる基準に適合することを説明した書類

四 受託者が法第九条第一号イ及び第二号に該当しないことを説明した書類

五 信託管理人が法第九条第三号及び第四号に該当しないことを説明した書類

六 公益信託が法第九条第五号及び第六号に該当しないことを説明した書類

七 受託者の滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書（地方税については公益信託認可の申請をしようとする受託者が納付すべき地方税に係るものに限る。）

八 第一項の規定による提出について、委託者（信託法第三条第二号に掲げる方法によつてする場合にあつては、遺言執行者を含む。）が承諾したことを証する書類

（公益信託認可の基準）

第八条 行政庁は、公益信託認可の申請に係る公益信託が次に掲げる基準（その信託行為において信託財産が寄附により受け入れた金銭又は預貯金、国債その他これらに準ずる資産（いずれも**内閣府令**で定める要件に該当するものに限る。）に限られる旨及び当該信託財産（その信託財産に帰せられる収益を含む。）について**内閣府令**で定める方法によってのみ支出する旨を定める公益信託（**第十六条**第一項において「特定資産公益信託」という。）にあっては、**第八号**から**第十号**までに掲げる基準を除く。**第三十条**第二項第一号において同じ。）に適合すると認めるときは、公益信託認可をするものとする。

一 公益事務を行うことのみを目的とするものであること。

二 その受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

九 前各号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

4 第二項第三号及び第四号並びに前項第三号に掲げる書類の提出は、当該書類の内容である情報について、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて公表している場合（当該情報を公表した日から一年を経過していない場合に限る。）にあつては、当該公表に係るホームページアドレス（使用する自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二十条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）のうちその用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、番号、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧することができるものをいう。）を記載した書類の提出をもつてこれに代えることができる。

5 二以上の公益信託を引き受ける受託者が第二項第三号又は第三項第一号（受託者に係るものに限る。）に掲げる書類その他行政庁が必要と認める書類を当該公益信託のうちの一の行政庁に提出したときは、当該書類の提出をした日から起算して一年を経過する日までの間、当該提出に係る書類をもつて、他の公益信託の行政庁に提出すべき書類に代えることができる。この場合において、当該一の公益信託の行政庁と他の公益信託の行政庁が異なるときは、当該一の公益信託の行政庁はその提出を受けた当該書類を他の公益信託の行政庁に共有しなければならない。

第二節 公益信託認可の基準

（特定資産公益信託）

第三条 法第八条に規定する**内閣府令**で定める信託財産の要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 寄附により受け入れた資産が金銭であること。

二 金銭、預金、貯金、国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券、貸付信託（貸付信託法（昭和二十七年法律第九十五号）第二条第一項に規定する貸付信託をいう。以下この号において同じ。）の受益権、合同運用信託（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十一号に規定する合同運用信託をいう。貸付信託を除く。）の受益権その他これらに準ずるものに限られていること。

2 法第八条に規定する**内閣府令**で定める信託財産の支出の方法は次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 助成金の支給その他これに類する公益事務のための金銭の支給その他これに準ずる方法

二 公益信託の信託財産から生ずる利子その他資産の運用に係る収入に相当する額を超える額を毎信託事務年度において支出する方法

（受託者の経理的基礎及び技術的能力）

第四条 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎に係るものは、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 当該公益信託事務を安定的かつ継続的に処理するために必要な信託財産及び固有財産が確保されていること。

二 当該公益信託の信託財産の分別管理及び経理が適正に行われる仕組みが整備されていること。

三 法第二十条第四項に規定する財産目録等の作成、備置き、閲覧等に関する公益信託事務の処理の方法が定められ、当該公益信託の信託財産の状況に係る情報を適正に開示することができる仕組みが整備されていること。

2 法第八条第二号に掲げる基準であつて公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力に係るものは、次の各号のいずれに

- 三 その信託管理人が受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督をするのに必要な能力を有するものであること。
- 四 公益信託に係る信託行為の内容を証する書面、事業計画書及び収支予算書の内容に照らし、その存続期間を通じて公益信託事務が処理されることが見込まれるものであること。
- 五 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の**政令**で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益を与えるものでないこと。

六 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして**政令**で定める者に対し、信託財産を用いて寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限り

（特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者）
第一条 公益信託に関する法律（以下「法」という。）第八条第五号（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の**政令**で定める公益信託の関係者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人
- 二 当該公益信託の委託者又は受託者が法人その他の団体である場合にあっては、その団体の業務を執行する役員（これに類する者を含む。）
- 三 前二号に掲げる者の配偶者又は三親等内の親族
- 四 前三号に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 五 前二号に掲げる者のほか、第一号又は第二号に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- 六 当該公益信託の委託者又は受託者が法人その他の団体である場合にあっては、次に掲げる者
- イ その団体が事業活動を支配する法人その他の団体として**内閣府令**で定めるもの
- ロ その団体の事業活動を支配する者として**内閣府令**で定めるもの

（特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者）
第二条 法第八条第六号（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。第一号において同じ。）の**政令**で定める特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者は、次に掲

- も該当することとする。
- 一 当該公益信託事務の内容に照らして当該公益信託の適正な運営を確保する仕組みが整備されていること。
 - 二 当該公益信託事務を処理するのに必要な知識及び経験を有する者を関与させる仕組みが整備されていること。
 - 三 当該公益信託の存続期間を通じて受託者としての任務を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること。

（信託管理人の監督能力）

第五条 法第八条第三号に掲げる基準であつて受託者による公益信託事務の適正な処理のために必要な監督をするのに必要な能力に係る基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- 一 当該公益信託事務の内容及び受託者の能力に照らして当該公益信託事務の適正な処理のために必要な監督をするのに必要な知識及び経験その他の能力を有すること。
- 二 当該公益信託の存続期間を通じて適正な監督を安定的かつ継続的に行う仕組みが整備されていること。

（法人が事業活動を支配する法人等）

第六条 公益信託に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第六号イの法人その他の団体が事業活動を支配する法人その他の団体として**内閣府令**で定めるものは、公益信託の委託者又は受託者である団体が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人（第三項第一号において「子法人」という。）とする。

2 令第一条第六号ロの法人その他の団体の事業活動を支配する者として**内閣府令**で定めるものは、一の者が公益信託の委託者又は受託者である団体の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。

3 前二項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。

- 一 公益信託の委託者又は受託者である団体（第一項に規定する場合に限る。）又は前項に規定する当該一の者（その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。）がそれぞれ子法人又は公益信託の委託者又は受託者である団体（前項に規定する場合に限る。）（次号において「被支配法人」という。）の意思決定機関（社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。）における被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える場合
- イ 支配法人等の役員（支配法人等の理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ず

でない。

イ 公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第三号に規定する公益法人をいう。以下このイ及び第十三号において同じ。）に対し、当該公益法人が行う公益目的事業（同条第四号に規定する公益目的事業をいう。第十三号において同じ。）のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合
ロ 他の公益信託の受託者に対し、当該受託者が行う公益事務のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合

七 受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして^{（政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること）}
八 その処理する公益信託事務について、第十六条第一項の規定による収支の均衡が図られるものと見込まれるものであること。
九 その公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として^{（内閣府令で定めるところにより算定される割合（第十六条第二項において「公益事務割合」という。）が公益事務の実施の状況その他の事情を勘案して「内閣府令で定める割合（同項において「基準割合」という。）以上となる」と見込まれるものであること）}
十 その公益信託事務を処理するに当たり、第十七条第二項に規定する使途不特定財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。
十一 公益信託報酬（公益信託に係る信託報酬（信託法第五十四条第一項に規定する信託報酬をいう。）及び信託管理人の報酬（同法第二百七条第三項に規定する報酬をいう。）をいう。第十九条において同じ。）について、^{（内閣府令で定めるところにより、当該公益信託の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支払基準を定めているものであること）}
十二 その信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の^{（内閣府令で定める財産が属しないものであること。ただし、当該信託財産に当該財産が属することによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として^{（政令で定める場合は、この限りでない）}}
十三 当該公益信託の目的とする公益事務（以下この号において「対象公益事務」という。）と類似の公益事務をその目的とする他の公益信託の受託者若しくは対象公益事務と類似の公益目的事業をその目的とする公益法人若しくはに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めているものであること。
イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人
ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人
ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共

ける者とする。

一 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（法第八号第六号イ又はロに規定する行為に該当するものを除く。）を行う個人又は団体
二 社員その他の構成員又は会員若しくはこれに類するものとして^{（内閣府令で定める者（以下この号において「社員等」という。）の相互の支援、交流、連絡その他の社員等に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体}

（公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業）

第三条 法第八号第七号（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の^{（政令で定める公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業は、次に掲げる事業とする。）}
一 投機的な取引を行う事業
二 利息制限法（昭和二十九年法律第百号）第一条の規定により計算した金額を超える利息の契約又は同法第四条第一項に規定する割合を超える賠償額の予定をその内容に含む金銭を目的とする消費貸借による貸付けを行う事業
三 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業

（他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の財産を保有することができる場合）

第四条 法第八号第十二号ただし書（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）の^{（政令で定める場合は、株主總會その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を有していない場合とする。）}

る者をいう。）若しくは評議員又は職員

ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者
ハ 当該構成員に就任した日前五年以内にイ又はロに掲げる者であつた者

（会員に類するもの）

第七条 令第二条第二号の会員又はこれに類するもの（以下この条において「会員等」という。）として^{（内閣府令で定める者は、特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡若しくは貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他のその対象が会員等である活動に参加する者とする。）}

※ 第二十四条で規定

※ 第二十五条で規定

（公益信託報酬の支払基準）

第八条 法第八号第十一号に規定する公益信託報酬の支払基準においては、公益信託報酬の額又は算定方法並びに支払の方法及び形態並びに公益信託報酬に含まれることとなる費用に関する事項を定めるものとする。

（他の団体の意思決定に関与することができる財産）

第九条 法第八号第十二号の^{（内閣府令で定める財産は、次に掲げる財産とする。）}
一 株式
二 特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利
三 合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権
四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七條第一項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利
五 信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利
六 外国の法令に基づく財産であつて、前各号に掲げる財産に類するもの

同利用機関法人

へ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号） 第二条

ト 第一項に規定する地方独立行政法人

ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして **政令**で定める法人

第九条（欠格事由）

前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する公益信託は、公益信託認可を受けることができない。

一 その受託者のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ その公益事務を行うに当たり法令上必要となる行政機関の許認可等を受けることができないもの

ロ 国税若しくは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

二 その受託者（法人である場合にあつては、その業務を行う理事等（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。以下この号及び第四号において同じ。））のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 公益信託認可を取り消された場合において、その取消しの原因となつた事実について責任を有する受託者又は信託管理人であつた者（法人である場合に於ては、取消しの処分を受ける原因となつた事実が発生した当時現にその業務を行う理事等であつた者）でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ この法律、信託法、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定（同法第三編に規定する投資法人制度に係るものを除く。）、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の規定（同法第二編に規定する特定目的会社制度に係るものを除く。）、著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）の規定（同法第二条第一項第二号に規定する委任契約に係るものを除く。）、若しくは信託業法（平成十六年法律第百五十四号）の規定に違反したことにより、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四十四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二第一項、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条、第二条若しくは第三条の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしよ

うとすることに関する罪を定めた規定（第四号において「国税等関係規定」という。）に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この二において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

第五十条（信託行為において残余財産を帰属させることができる法人）

法第八条第十三号ト（法第十二条第六項及び第二十二

七項において準用する場合を含む。）の **政令**で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 特殊法人（株式会社であるものを除く。）

二 日本赤十字社

三 前二号に掲げる法人以外の法人のうち、次のいずれにも該当するもの

イ 法令の規定により、当該法人の主たる目的が、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する事業を行うものであることが定められていること

ロ 法令又は定款その他の基本約款（ホにおいて「法令等」という。）の規定により、各役員について、当該役員及びその配偶者又は三親等内の親族である役員合計数が役員総数の三分の一を超えないことが定められていること

ハ 社員その他の構成員に剰余金の分配を受ける権利を与えることができないものであること

ニ 社員その他の構成員又は役員及びこれらの者の配偶者又は三親等内の親族に対して特別の利益を与えないものであること

ホ 法令等の規定により、残余財産を当該法人の目的に類似する目的のために処分し、若しくは当該法人の目的に類似する公益事務をその目的とする公益信託の信託財産とし、又は国若しくは地方公共団体に帰属させることが定められていること

附則 この政令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

この政令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

い者（第六号において「暴力団員等」という。）

三 その信託管理人のうちに、当該公益信託の受託者の親族、使用人その他受託者と特別の関係がある者又は当該公益信託の委託者若しくは委託者の親族、使用人その他委託者と特別の関係がある者があるもの

四 その信託管理人（法人である場合にあっては、その業務を行う理事等）のうちに、第二号イからニまで（ロにあっては、国税等関係規定に係る部分を除く。）のいずれかに該当する者があるもの

五 その信託行為又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反しているもの

六 暴力団員等がその公益信託事務を支配するもの

（公益信託認可に関する意見聴取）

第十條 行政庁は、公益信託認可をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くものとする。

一 第八條第一号、第二号及び第七号並びに前条第一号イ及び第五号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上行政機関の許可等を必要とする場合に限る。） 当該許可等を行う行政機関（以下「許可等行政機関」という。）

二 前条第一号ロに規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（第二十九條第五項第二号及び第三十二條第二号において「国税庁長官等」という。）

三 前条第二号ニ、第四号（同条第二号ニに係る部分に限る。第二十九條第五項第三号及び第三十二條第三号において同じ。）及び第六号に規定する事由 行政庁が内閣総理大臣である場合にあっては警察庁長官、都道府県知事である場合にあっては警視總監又は道府県警察本部長（同項第三号及び第三十二條第三号において「警察庁長官等」という。）

（公益信託認可の公示）

第十一條 行政庁は、公益信託認可をしたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（公益信託の変更等の認可）

第十二條 公益信託に係る信託の変更（信託法第六章第一節の信託の変更をいう。以下同じ。）又は同法第六十二條第一項（同法第二百二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者（同法第六十二條第一項に規定する新受託者をいう。以下この条及び第三十一條において同じ。）若しくは新信託管理人（同法第二百二十九條第一項に規定する新信託管理人をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の選任その他の第七條第二項各号に掲げる事項の変更をするときは、当該公益信託の受託者（当該新受託者を含む。）は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。ただし、同法第五百十條第一項の規定による信託の変更、第三十一條第一項若しくは同法第六十三條第一項の規定による新受託者の選任、同法第六十二條第四項（同法第二百二十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任又は内閣府令で定める軽微な信託の変更については、この限りでない。

2 公益信託の目的の変更は、その変更後の目的が当該公益信託の目的に類似するものである場合に限り、することができる。

3 公益信託に係る信託の変更並びに新受託者及び新信託管理人の選任その他の第七條第二項各号に掲げる事項の変更は、第一項ただし書の規定の適用がある場合を除き、同項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 第一項の認可の申請は、内閣府令で定めるところにより、当該

第三節 公益信託認可の変更等の手続

（警察庁長官等からの意見聴取）

第十條 行政庁は、法第十條第三号（法第十二條第六項、第二十二條第七項及び附則第十條第一項において準用する場合を含む。）の規定により警察庁長官等の意見を聴こうとするときは、あらかじめ、当該意見聴取に係る公益信託について法第九條各号に該当するか否かの調査（法第十條第一号及び第二号の規定による意見聴取を含む。）を行うものとする。

2 行政庁は、前項の調査の結果、当該公益信託について法第九條第二号ニ又は第六号に該当する疑いがあると認める場合にあっては、その理由を付して警察庁長官等の意見を聴くものとする。

※ 第五十六條で規定

（軽微な信託の変更）

第十一條 法第十二條第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な信託の変更は、次に掲げる変更とする。

一 公益信託の名称の変更

二 受託者及び信託管理人の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更（受託者である法人が合併又は分割した場合における変更を除く。）

三 行政庁が内閣総理大臣である公益信託の公益事務を行う都道府県の区域の変更であつて、当該変更後の公益事務を行う区域

- 変更に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。
- 5 前項の申請書には、**内閣府令**で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第八条から前条までの規定は、第一項の認可について準用する。

(申請書の經由)

第十三条 行政庁の変更を伴う前条第一項の認可に係る同条第四項の申請書は、変更前の行政庁を經由して変更後の行政庁に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同項の認可をしたときは、変更後の行政庁は、**内閣府令**で定めるところにより、遅滞なく、変更前の行政庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(公益信託の変更の届出等)

第十四条 公益信託の受託者は、第十二条第一項ただし書に規定する信託の変更又は選任がされた場合には、**内閣府令**で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

が二以上の都道府県の区域内であるもの

四 行政庁が都道府県知事である公益信託の公益事務を行う市町村の区域の変更であつて、当該変更後の公益事務を行う区域が同一の都道府県の区域内であるもの

五 前各号に掲げるもののほか、信託行為において定めた事項の変更（法第四条第二項各号に掲げるものの変更を除く。）

六 法第七条第二項各号に掲げる事項の変更であつて、当該変更後においても引き続き法第八条各号に掲げる基準に適合することが明らかであるものとして、内閣総理大臣が定めるもの

(公益信託の変更の認可の申請)

第十二条 法第十二条第一項の変更の認可を受けようとする公益信託の受託者は、公益信託に係る信託の変更（同法第七条第二項各号に掲げる事項の変更を含む。以下同じ。）にあつては様式第二号により、新受託者又は新信託管理人の選任にあつては様式第二号の二により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、公益信託に係る信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの及び次に掲げる書類（公益信託に係る信託の変更にあつては第二号に掲げるものを除く。）を添付しなければならない。

一 当該信託の変更又は当該選任に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面

二 新受託者又は新信託管理人となるべき者が就任を承諾したことを証する書類

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第十二条第一項の変更の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を証する書面（当該変更の認可に伴い当該書面の記載事項に変更がある場合に限る。）を行政庁に提出しなければならない。

(公益信託関係事務の引継ぎ)

第十三条 法第十三条第二項の規定による事務の引継ぎは、行政庁の変更を伴う変更の認可を受けた公益信託に係る法の規定に基づく事務（第三項第一号において「公益信託関係事務」という。）について行うものとする。

2 行政庁（次項において「変更後の行政庁」という。）は、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をしたときは、直ちに、その旨を変更前の行政庁（法第二十二条第四項の認可（新規信託分割に係るものを除く。以下この項において同じ。）に際して、行政庁の変更を伴う変更の認可の申請に対する処分をした場合において、同項の認可前の各公益信託（信託の併合にあつては従前の各公益信託をいい、吸収信託分割にあつては分割信託及び承継信託をいう。）の行政庁が異なるときは、それぞれの公益信託の行政庁。次項において同じ。）に通知するものとする。

3 前項の規定により、変更の認可をした旨の通知を受けた変更前の行政庁は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 公益信託関係事務に関する帳簿及び書類（電磁的記録を含む。）を変更後の行政庁に引き継ぐこと。

二 その他変更後の行政庁が必要と認める事項

(公益信託の変更の届出等)

第十四条 法第十四条第一項の規定による変更の届出をしようとする受託者は、同法第十二条第一項ただし書に規定する信託法第二百五十条第一項の規定による信託の変更又は第十一条に規定する軽微な信託の変更にあつては様式第三号により、同項ただし書に規定する新受託者又は新信託管理人の選任にあつては様式第三号の

2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十五条 (受託者の辞任の届出等)

公益信託の受託者は、次に掲げる場合には、**内閣府令**で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

- 一 受託者が辞任し、又は解任された場合
- 二 信託管理人が辞任し、又は解任された場合

2 行政庁は、前項の規定による届出があったときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三節 公益信託事務の処理等

(公益信託事務の収入及び費用等)

第十六条 公益信託（特定資産公益信託を除く。次項及び次条において同じ。）の受託者は、その公益信託事務を処理するに当たっては、**内閣府令**で定めるところにより、当該公益信託事務に係る収入をその実施に要する適正な費用（当該公益信託事務を充実にするために将来において必要となる資金として**内閣府令**で定める方法により積み立てる資金を含む。）に充てることにより、**内閣府令**で定める期間において、その収支の均衡が図られるようにしなければならない。

2 公益信託の受託者は、公益事務割合が基準割合以上となるように公益信託事務を処理しなければならない。

二により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、法第七条第三項各号に掲げる書類のうち、信託の変更又は新受託者若しくは新信託管理人の選任に係るもの及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 信託法第百五十条第一項の規定による信託の変更 その変更を証する書面

二 法第三十一条第一項若しくは信託法第百七十三条第一項の規定による新受託者の選任又は同法第六十二条第四項（同法第百二十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による新受託者若しくは新信託管理人の選任 その選任を証する書面

三 第三十一条各号に掲げる軽微な信託の変更 当該信託の変更に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があったことを証する書面

※ 第五十六条で規定

(受託者の辞任の届出等)

第十五条 法第十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者は、様式第四号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

※ 第五十六条で規定

第三章 公益信託事務の処理等

第一節 計算

第一款 総則

第十六条 この節及び第三節の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる公益信託の会計の慣行をしん酌しなければならない。

※ 第二十三条で規定

第二款 中期的収支均衡

(中期的収支均衡に関する規律)

第十七条 法第十六条第一項に規定する**内閣府令**で定める期間（第二十一条において「中期均衡期間」という。）は五年間とし、同項の規定により公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たって当該期間に図られるようにしなければならない収支の均衡（第二十一条及び第四十条第一項第三号において「中期的収支均衡」という。）については、この款に定めるところによる。

(年度剰余額の算定)

第十八条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の終了後、次項の規定により当該終了した信託事務年度（以下この款において「当該信託事務年度」という。）に生じた年度剰余額又は年度欠損額を、第三項又は第四項の規定により当該信託事務年度に係る暫定残存剰余額又は残存欠損額を、それぞれ算定するものとする。

2 当該信託事務年度に生じた年度剰余額は、第一号に掲げる額（以下この項において「収入額」という。）が第二号に掲げる額（以下この項において「費用額」という。）以上である場合において、収入額から費用額を控除した額とし、当該信託事務年度に生じた年度欠損額は、収入額が費用額を下回る場合において、費用額から収入額を控除した額とする。ただし、収入額が費用額を下回る場合において、年度欠損額を零とすることができる。

一 次に掲げる額の合計額

- イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常収益（指
定純資産に係るものを除く。）の額
- ロ 当該信託事務年度の公益充実資金（第二十三条第一項に規
定する公益充実資金をいう。以下この条において同じ。）の
取崩額（取崩額の全部又は一部を第三十六条第三項第一号に
掲げる財産（以下「公益目的保有財産」という。）に係る資
産の取得又は改良に充てた場合にあっては、当該公益目的保
有財産に係る資産の取得又は改良に充てた額を控除した額）
次に掲げる額の合計額
- 二 イ 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき経常費用（指
定純資産に係るものを除く。）の額（公益充実資金の取崩し
により又は次条第一号に掲げる用途として取得又は改良した
公益目的保有財産に係る減価償却費の額が含まれる場合には
、当該減価償却費の額のうち、当該公益目的保有財産の取得
又は改良に係る価額のうち当該取崩しの額又は当該使途に充
てることにより解消額とした額に相当する部分の額を除く。
）
- 三 ロ 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額
- 3 当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合、当該信託
事務年度に係る暫定残存剰余額は、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 過年度残存剰余額（当該信託事務年度の前信託事務年度にお
ける当該前信託事務年度以前の各信託事務年度に係る残存剰余
額をいう。以下同じ。）の合計額が零以上の場合（次号及び第
三号に掲げる場合を除く。） 当該年度剰余額
- 二 過年度残存欠損額（当該信託事務年度の前信託事務年度にお
ける当該前信託事務年度以前の各信託事務年度（当該信託事務
年度の開始の日前四年以内に開始した信託事務年度に限る。）
に係る残存欠損額をいう。以下同じ。）の合計額が当該年度剰
余額以上の場合 零
- 三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存欠損額の合計額が零を
超える場合 当該年度剰余額から当該合計額を控除した額
- 4 当該信託事務年度において年度欠損額が生じた場合、当該信託
事務年度に係る残存欠損額は、次の各号に掲げる場合の区分に応
じ、当該各号に定める額とする。
- 一 過年度残存欠損額の合計額が零以上の場合（次号及び第三号
に掲げる場合を除く。） 当該年度欠損額
- 二 過年度残存剰余額の合計額が当該年度欠損額以上の場合 零
- 三 前号に掲げる場合のほか、過年度残存剰余額の合計額が零を
超える場合 当該年度欠損額から当該合計額を控除した額
- 第十九条（残存剰余額の解消）**
- 公益信託の受託者は、当該信託事務年度に係る暫定残存
剰余額又は過年度残存剰余額（当該信託事務年度において年度欠
損額が生じた場合には、当該年度欠損額を過年度残存剰余額のうち
最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次
控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる
額を除く。以下この条及び次条において同じ。）で零を超えるもの
がある場合は、その全部又は一部を次の各号に掲げる使途に充
てた場合は、当該各号に定める額を当該暫定残存剰余額又は過年
度残存剰余額の解消額とすることができる。
- 一 公益目的保有財産に係る資産の取得又は改良 当該公益目的
保有財産の取得価額又は改良に要した額の全部又は一部
- 二 公益信託の受託者が、災害その他の公益信託事務の処理が著
しく困難となる事態として内閣総理大臣が定めるものにおいて
、公益信託事務を処理するために必要な資金の不足（当該事態

により資金の不足が生じた事業年度における年度欠損額」を補うために不可欠なものとして行った借入れ（その返済する義務が信託法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務となるものに限り。）に係る元本の返済、その返済に充てた信託財産の額

三 前二号に掲げるもののほか、当該公益信託の受託者が行う公益信託事務の内容その他の事情を勘案し、当該公益信託事務を処理するために必要不可欠であるとして行政庁の確認を得た事項、その事項に要した額

第二十條（残存剰余額等の算定）

第二十條 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存剰余額は、過年度残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該解消額を過年度残存剰余額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存剰余額から控除することとなる額を除く。）とする。

2 当該信託事務年度に係る残存剰余額は、当該信託事務年度の暫定残存剰余額（前条の規定による解消額がある場合には、当該暫定残存剰余額から当該解消額（前項の規定により過年度残存剰余額から控除した額がある場合には、当該解消額から当該控除した額の合計額を除いた額）を控除した額）とする。

3 当該信託事務年度における当該信託事務年度前の各信託事務年度に係る残存欠損額は、過年度残存欠損額（当該信託事務年度において年度剰余額が生じた場合には、当該年度剰余額を過年度残存欠損額のうち最も古い信託事務年度に係るものからその額を限度として順次控除したときに、当該過年度残存欠損額から控除することとなる額を除く。）とする。

（中期的収支均衡の判定）

第二十一條 前条第一項又は第二項の規定により算定した公益信託の各信託事務年度に係る残存剰余額のうち、当該各信託事務年度の末日から中期均衡期間が経過した信託事務年度に係るものが零を超えないときは、当該公益信託における中期的収支均衡が図られているものとする。

（公益信託の併合又は分割に係る措置）

第二十二條 公益信託に係る信託の併合がされた日の属する信託事務年度において、併合後の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、従前の各公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額の合計額とする。

2 公益信託に係る信託の分割がされた日の属する信託事務年度において、信託の分割前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額は、吸収信託分割にあつては分割信託、新規信託分割にあつては従前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額となる。ただし、信託の分割前の公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額について合理的な理由があるときは、その額の全部又は一部を吸収信託分割にあつては承継信託、新規信託分割にあつては新たな公益信託の過年度残存剰余額又は過年度残存欠損額とすることができる。

（公益充実資金）

第二十三條 公益信託事務を充実させるため将来において必要となる資金（当該資金を運用することを目的として保有する財産を含む。以下「公益充実資金」という。）についての法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

一 公益信託事務に係る将来の特定の事務の処理又は将来の特定の公益目的保有財産に係る資産の取得若しくは改良（以下この

条及び第三十一条において「公益充実活動等」という。）に係る費用等の支出に充てるために必要な資金として積み立てられるものであること。

二 公益充実資金に関する次に掲げる事項を当該信託事務年度の終了後、インターネットの利用その他の適切な方法により速やかに公表していること。

イ 当該信託事務年度の末日における公益充実活動等この内容及び実施時期

ロ 当該信託事務年度の末日における積立限度額（公益充実活動等この所要額の合計額をいう。以下この条及び第三十一条において同じ。）及びその算定根拠

ハ 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額及び積立額

ニ 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額

ホ 前信託事務年度の末日における公益充実活動等この内容及び実施時期、積立限度額及びその算定根拠並びに公益充実資金の額その他内閣総理大臣が必要と認める事項

三 公益充実資金を公益充実活動等以外の支出に充てるために取り崩す場合について特別の手続が定められていること。

四 当該信託事務年度の末日における公益充実資金の額が第二号ロの積立限度額以下であること。

五 財産目録、貸借対照表又はその附属明細書において、他の資金と明確に区分して表示されていること。

2 公益充実資金（この項の規定により取り崩すべきこととなったものを除く。以下この条において同じ。）を有する公益信託の受託者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する資金を取り崩さなければならない。

一 当該資金の目的の支出がなされた場合 当該資金の額のうち当該支出の額に達するまでの額

二 正当な理由がないのに当該資金の目的とする公益充実活動等を行わない事実があった場合 その事実があった日における当該公益充実活動等に係る資金の額

3 前項第二号の場合にあつては、当該信託事務年度以後の各信託事務年度の末日における公益充実資金の積立限度額は、当該公益充実活動等の所要額を除いて算定しなければならない。

第三款 公益事務割合

第二十四条 公益事務割合の算定

法第八条第九号の公益信託事務の処理に係る費用に対する公益事務の実施に係る費用の割合として内閣府令で定めるところにより算定される割合は、第一号に掲げる額の同号及び第二号に掲げる額の合計額（以下「合計費用額」という。）に対する割合をいう。

一 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益事務の実施に係る事業費の額（以下「公益事務実施費用額」という。）

二 当該信託事務年度の損益計算書に計上すべき公益信託事務の処理に係る公益信託報酬その他の管理費の額（第三十二条において「公益信託管理費用額」という。）

（基準割合）

第二十五条 法第八条第九号の**内閣府令**で定める割合は、百分の七十とする。

（引当金）

第二十六条 各信託事務年度において取り崩すべきこととなった引当金勘定の金額又は取り崩した引当金勘定の金額（前信託事務年度までに既に取り崩すべきこととなったものを除く。第三十四条第一項第四号において「引当金の取崩額」という。）は、当該信託事務年度の合計費用額から控除する。

第二十七條 (財産の譲渡損等)

公益信託の受託者が信託財産を譲渡した場合には、当該譲渡に係る損失（当該財産の原価の額から対価の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者が各信託事務年度において商品（販売の目的をもって所有する土地、建物その他の不動産を含む。）又は製品を譲渡した場合には、これらの財産の原価の額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入する。

3 公益信託の受託者が信託財産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の額は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

4 前三項に定めるもののほか、公益信託の受託者が信託財産を運用することにより生じた損失の額（当該財産について譲渡することとなった財産の額から当該財産について得ることとなった財産の額を控除して得た額をいう。）は、当該公益信託の各信託事務年度の合計費用額に算入しない。

（土地の使用に係る費用額）

第二十八條 公益信託の受託者が各信託事務年度の公益信託事務を処理するに当たり、信託財産に属する土地を使用した場合には、当該土地の賃借に通常要する賃料の額から当該土地の使用に当たり信託財産において実際に負担した費用の額を控除して得た額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

（融資に係る費用額）

第二十九條 公益信託の受託者は各信託事務年度において無利子又は低利の資金の貸付けがあるときは、当該貸付金につき貸付金と同額の資金を借入れをして調達した場合の利率により計算した利子の額と、当該貸付金につき当該貸付金に係る利率により計算した利子の額の差額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 前項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

（無償の役務の提供等に係る費用額）

第三十條 公益信託の受託者が各信託事務年度において無償により当該公益信託の公益信託事務に必要な役務の提供（便益の供与及び資産の譲渡を含むものとし、資産として計上すべきものを除く。以下この条において同じ。）を受けたときは、必要対価の額（当該役務の提供を受けた時における当該役務と同等の役務の提供を受けるために必要な対価の額をいう。以下この条において同じ。）を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

2 公益信託の受託者が各信託事務年度において当該公益信託の公益信託事務に必要な役務に対して支払った対価の額が当該役務に係る必要対価の額に比して低いときは、当該対価の額と当該必要対価の額との差額のうち実質的に贈与又は無償の提供若しくは供与を受けたと認められる額を、当該信託事務年度の合計費用額に算入することができる。

3 前二項の規定を適用した公益信託の受託者は、正当な理由がある場合を除き、これらの規定を毎信託事務年度継続して適用しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定を適用した公益信託の受託者は、役務

(使途不特定財産額の保有の制限)

第十七条 公益信託の毎信託事務年度の末日における使途不特定財産額は、当該公益信託の受託者が公益信託事務を翌信託事務年度においても処理するために必要な額として、当該信託事務年度前の信託事務年度において行った公益信託事務の処理に要した費用の額（その保有する信託財産の状況及び公益信託事務の態様に応じ当該費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額を含む。）を基礎として内閣府令で定めるところにより算定した額を超えてはならない。

の提供があつた事実を証するもの及び必要対価の額の算定の根拠を記載又は記録したものを当該信託事務年度終了の日から起算して十年間、保存しなければならない。

(公益充実資金に係る調整)

第三十一条 各信託事務年度の公益充実資金の積立額に当該信託事務年度の末日における当該公益充実活動等（将来の特定の事務の処理に限る。）の所要額の合計額を乗じて同日における積立限度額で除して得た額を当該信託事務年度の公益事務実施費用額に算入する。

² 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額（公益目的保有財産の取得又は改良に充てるために取り崩した額を除く。）を当該信託事務年度の公益事務実施費用額から控除する。

(関連する費用額の配賦)

第三十二条 公益事務実施費用額と公益信託管理費用額とに関連する費用額は、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならない。ただし、配賦することが困難な費用額については、公益信託管理費用額とすることができ。

第四款 使途不特定財産額の保有の制限

(公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずる額)

第三十三条 法第十七条第一項の公益信託事務の処理に要した費用の額に準ずるものとして内閣府令で定めるものの額は、第三十一条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入した額とする。

(使途不特定財産額の保有の上限額)

第三十四条 法第十七条第一項の内閣府令で定めるところにより算定した額（以下この条において「基準額」という。）は、当該信託事務年度の開始の日前五年以内に開始した各信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額（当該各信託事務年度のうちにその期間が一年でない信託事務年度については、当該控除して得た額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）の一信託事務年度当たりの平均額とする。ただし、基準額を当該信託事務年度又は当該信託事務年度の前信託事務年度における第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号から第六号までに掲げる額の合計額を控除して得た額とする合理的な理由がある場合には、当該額（当該信託事務年度又は前信託事務年度が一年でない場合には、当該額をその信託事務年度の月数で除し、これに十二を乗じて得た額）を基準額とすることができる。

一 損益計算書に計上すべき合計費用額

二 前号の額のほか、第二十七条第二項の規定により合計費用額に算入することとなつた額

三 第三十一条第一項の規定により公益事務実施費用額に算入することとなつた額

四 第二十六条の規定により、合計費用額から控除することとなつた額

五 第一号の額のうち、第二十七条第一項、第三項又は第四項の規定により公益事務実施費用額に算入しないこととなつた額

六 第三十一条第二項の規定により公益事務実施費用額から控除することとなつた額

² 前項ただし書の規定を受ける公益信託の受託者は、当該信託事務年度終了後に作成する第四十条第一項第五号の書類において、前項ただし書に規定する合理的な理由を記載しなければならない。

2 前項に規定する「使途不特定財産額」とは、公益信託の受託者による信託財産の管理の状況又は当該信託財産の性質に鑑み、公益信託事務のために現に使用されておらず、かつ、引き続き公益信託事務のために使用されることが見込まれない信託財産（災害その他の予見し難い事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うため必要な限度において保有する必要があるものとして内閣府令で定める要件に該当するもの（次項において「公益信託事務継続予備財産」という。）を除く。）として内閣府令で定めるものの価額の合計額をいう。

- 3 第一項の月数は、暦に依りて計算し、一月に満たないときはこれを一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。
- 第三十五条 法第十七条第二項に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。**
- 一 当該公益信託事務の内容、信託財産及び収支の状況、災害その他の予見し難い事由の発生により想定される公益信託事務の継続が困難となる事態、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための平時の取組の状況その他の事情に鑑み、当該事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うための資金を保有する必要性があること。
 - 二 前号に規定する必要性に基づき、同号に規定する事由が発生した場合においても公益信託事務を継続的に行うために必要な同号に規定する資金の限度額が算定されていること。
 - 三 その合計額が、前号に規定する限度額又は当該信託事務年度の資産の額から次条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額を控除して得た額のいずれか小さい方の額を超えないものであること。
- 第三十六条 法第十七条第二項の内閣府令で定めるものの価額の合計額の算定については、この条に定めるところによる。**
- 2 公益信託の各信託事務年度の使途不特定財産額は、当該信託事務年度の資産の額から次に掲げる額の合計額を控除して得た額とする。
- 一 負債の額
 - 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から対応負債の額を控除して得た額
 - 三 公益信託事務継続予備財産の額
- 3 前項第二号に規定する「控除対象財産」とは、当該信託事務年度の末日における信託財産のうち次に掲げるいずれかの財産（引当金（公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（令和七年内閣府・法務省令第三号。以下「命令」という。）第二十二條第二項第一号に規定する引当金をいう。）に係る支出に充てるために保有する資金を除く。）であるものをいう。
- 一 継続して公益信託事務の用に供する財産
 - 二 公益充実資金
 - 三 寄附その他これに類する行為によつて受け入れた財産であつて、当該財産を交付した者の定めた使途に充てるために保有している資金（当該資金から生じた果実を除く。以下この条及び第四十条において「指定寄附資金」という。）
- 4 指定寄附資金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、備置き、閲覧等の措置が講じられているものでなければならない。
- 一 当該財産が広く一般に募集されたものである場合 次に掲げる事項
 - イ 広く一般に募集されたものである旨
 - ロ 募集の期間
 - ハ 受け入れた財産の額（当該財産が金銭以外のものである場合にあつては、当該財産の受け入れた時における価額。以下この項において同じ。）の合計額
 - ニ 募集の方法
 - ホ 募集に係る財産の使途として定めた内容
- ヘ ハの財産のうちに金銭以外のものがある場合には、当該金

3 公益信託の受託者は、毎信託事務年度の末日において公益信託事務継続予備財産を保有している場合には、翌信託事務年度開始後速やかに、**内閣府令**で定めるところにより、当該公益信託事務継続予備財産を保有する理由及びその額その他**内閣府令**で定める事項を公表しなければならない。

(寄附の募集に関する禁止行為)

第十八条 公益信託の受託者又は信託管理人は、寄附の募集に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 寄附の勧誘又は要求を受け、寄附をしない旨の意思を表示した者に対し、寄附の勧誘又は要求を継続すること。
- 二 粗野若しくは乱暴な言動を交えて、又は迷惑を覚えさせるような方法で、寄附の勧誘又は要求をすること。
- 三 寄附をする財産の使途について誤認させるおそれのある行為をすること。

金以外の財産（その額が重要でないものを除く。次号ホにおいて同じ。）の内容

- 二 前号以外の場合 次に掲げる事項
- イ 当該財産を交付した者の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあつては、これらの者の名称）
- ロ 当該財産を受け入れることとなつた日（当該財産が寄附により受け入れたものである場合にあっては、当該財産を受け入れた日）
- ハ 受け入れた財産の額の合計額
- ニ 当該財産を交付した者の定めた使途の内容
- ホ ハの財産のうち金銭以外のものがある場合には、当該金銭以外の財産の内容

5 指定寄附資金は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- 一 当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- 二 他の資金と明確に区分して管理されていること。
- 三 当該資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができないものであること又は当該場合以外の取崩しについて特別の手続が定められていること。

6 第二項第二号に規定する「対応負債の額」は、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 各控除対象財産に対応する負債の額の合計額
- 二 控除対象財産の帳簿価額の合計額から前号の額及び指定純資産の額（控除対象財産に係るものに限る。以下この条において同じ。）を控除して得た額に次のイの額のイ及びロの額の合計額に対する割合を乗じて得た額
- イ 負債の額から引当金勘定の金額及び各資産に対応する負債の額の合計額を控除して得た額
- ロ 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

7 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、前項の対応負債の額を控除対象財産の帳簿価額の合計額から指定純資産の額を控除して得た額に、第一号の額の同号及び第二号の額の合計額に対する割合を乗じて得た額とすることができる。

- 一 負債の額から引当金勘定の金額を控除して得た額
- 二 総資産の額から負債の額及び指定純資産の額の合計額を控除して得た額

(公益信託事務継続予備財産を保有している場合の公表事項等)

第三十七条 法第十七条第三項の**内閣府令**で定める事項は、第三十五条第二号に規定する限度額及びその算定根拠とする。

2 法第十七条第三項の規定により公表する公益信託事務継続予備財産を保有する理由は、第三十五条各号に掲げる要件に適合することを説明するものでなければならない。

3 法第十七条第三項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

第二節 寄附の募集に関する禁止行為

第三十八条 法第十八条第四号の**内閣府令**で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 寄附者に対し虚偽のことを告げる行為
- 二 寄附者に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 三 寄附者に対し、公益信託の信託行為の内容に関する事項であつて、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

四 前三号に掲げるもののほか、寄附の勧誘若しくは要求を受けた者又は寄附者の利益を不当に害するおそれのあるものとして内閣府令で定める行為をすること。

(公益信託報酬)

第十九条 公益信託報酬は、第八条第十一号に規定する支払基準に従って支払われなければならない。

(財産目録の備置き及び閲覧等)

第二十条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所（当該受託者が法人である場合にあっては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

2

公益信託の受託者は、毎信託事務年度経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、五年間、当該書類を前項に規定する住所に備え置かなければならない。

一 信託財産に係る財産目録

二 受託者等名簿（受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載した名簿をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）

三 第八条第十一号に規定する支払基準を記載した書類
四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

第三節 財産目録等

(信託事務年度開始前までに作成し備え置くべき書類)

第三十九条 法第二十条第一項の内閣府令で定める書類は、当該信託事務年度に係る次に掲げる書類（特定資産公益信託にあつては、第三号に掲げるものを除く。）とする。

一 事業計画書

二 収支予算書

三 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

四 当該信託事務年度開始の日における法第七条第二項第四号及び第五号に掲げる事項（第五号にあつては、受託者及び信託管理人に関する事項に限る。）を記載した書類

2

前項第四号に掲げる書類については、当該信託事務年度開始の日の前日において法第二十条第一項の規定により備え置かれた書類の内容に変更がないときは、当該備え置かれた書類を、同日において同号に掲げる書類として作成されたものとして取り扱うものとする。

(信託事務年度経過後三月以内に作成し備え置くべき書類)

第四十条 法第二十条第二項第四号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（特定資産公益信託にあつては、第一号及び第二号に掲げるものに限る。）とする。

一 次に掲げる受託者に関する重要な事項（当該受託者が法人その他の団体である場合にあっては、イからニまでに掲げる事項、当該受託者が法人その他の団体以外である場合にあっては、ホに掲げる事項に限る。）について記載した書類
イ 理事、取締役、監事、監査役の数その他の役員に関する状況
ロ 貸借対照表の要旨その他の財務に関する状況

ハ 職員又は従業員の数その他の状況
ニ 寄附行為、定款、規則その他の基本約款に関する事項

ホ 当該受託者の職業に関する事項
二 次に掲げる公益信託事務に関する重要な事項について記載した書類

イ 寄附を受けた財産の額

ロ 金融資産の運用収入の額

ハ 資産、負債及び期末純資産の額

二 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の第九条で定める財産についての保有の有無
ホ 関連当事者との取引に関する事項及びその明細

ヘ 海外への送金の有無及びそれに関連するリスクの軽減策の有無

三 中期的収支均衡に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

四 公益事務割合に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

五 使途不特定財産額に関する数値及びその計算の明細を記載した書類

六 公益充実資金について第二十三条第一項第二号に掲げる事項を記載した書類

七 公益信託事務継続予備財産について第三十七条第一項に規定する限度額及びその算定根拠並びに同条第二項に規定する保有

3 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。次項第二号及び第四十七条第二号において同じ。）をもって作

する理由を記載した書類

八 指定寄附資金について第三十六条第四項の規定により備置き、閲覧等の措置が講じられるべき事項について記載した書類
2 前項各号に掲げる書類は、公益信託認可を受けた後遅滞なく法第二十条第二項各号に掲げる書類を作成する場合にあつては、作成を要しない。

3 第二条第四項の規定は、第一項第一号の書類の作成について準用する。

4 前条第二項の規定は、法第二十条第二項各号に掲げる書類の作成及び備置きについて準用する。この場合において、前条第二項中「前項第四号」とあるのは「法第二十条第二項第二号又は第三号」と、「信託事務年度開始の日の前日」とあるのは「信託事務年度終了の日から三月経過した日」と、「法第二十条第一項」とあるのは「同項」と、「同号」とあるのは「同項」とする。

（収支予算書及び財産目録）

第四十一条 法第二十条第一項の規定により作成すべき収支予算書及び同条第二項の規定により作成すべき財産目録については、次条から第四十五条までに定めるところによる。

（収支予算書の区分）

第四十二条 第三十九条第一項第二号の収支予算書の区分については、命令第三十一条の規定の例による。

2 命令第十九条第三項に規定する収支決算書を作成する特定資産公益信託における収支予算書は、収入及び支出の見込みを明らかにするものとする。

（財産目録）

第四十三条 法第二十条第二項第一号の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、負債の部は、適当な項目に細分することができる。

一 資産の部

二 負債の部

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 財産目録の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。この場合において、第三十六条第三項各号に掲げる財産については、当該財産の勘定科目をその他の財産の勘定科目と区分して表示しなければならない。

（財産目録等の承認）

第四十四条 法第二十条第一項に規定する事業計画書並びに収支予算書並びに命令第二十四条第二項に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書（命令第十九条第一項の規定に基づき公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料を作成する場合にあつては、同条第三項に規定する財産目録、収支決算書及び信託概況報告。第四十九条第一項第三号において同じ。）は、信託管理人の承認を受けなければならない。事業計画書又は収支予算書の変更についても、同様とする。

（区分経理の方法）

第四十五条 公益信託の受託者が、当該公益信託において複数の公益事務を行う場合は、損益計算書について各公益事務の内訳を表示しなければならない。ただし、各公益事務に配賦することが困難な収益及び費用がある場合は、これらを共通収益及び費用として表示することができる。

（電磁的記録）

第四十六条 法第二十条第三項の内閣府令で定めるものは、公益信託の受託者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電

成することができる。

4 何人も、公益信託の受託者の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、信託行為の内容を証する書面並びに信託法第三十七条第一項及び第二項に規定する書類（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益信託の受託者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を**内閣府令**で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、受託者等名簿について当該公益信託の信託管理人以外の者から同項の請求があった場合には、これに記載され、又は記録された事項中、個人（受託者であるものを除く。次条第二項において同じ。）の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、前項各号の閲覧をさせることができる。

（財産目録等の提出等）

第二十一条 公益信託の受託者は、財産目録等（信託行為の内容を証する書面を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあつては毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあつては毎信託事務年度の経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあつては、同条第二項各号に掲げる書類を当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、**内閣府令**で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

2 行政庁は、**内閣府令**で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等（受託者等名簿にあつては、当該受託者等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。

第四節 公益信託の併合等

（公益信託の併合等の認可）

第二十二條 公益信託に係る信託の併合又は信託の分割（第四項及

磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものと
する。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第四十七條 法第二十条第四項第二号の**内閣府令**で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（事業計画書等の提出）

第四十八條 法第二十一条第一項の規定による法第二十条第一項に規定する書類の提出は、同項に規定する書類を添付した様式第五号による提出書を行政庁に提出してするものとし、同項に規定する書類について信託管理人の承認を受けたことを証する書類を併せて添付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第三十九条第一項第四号に掲げる書類の提出にあつては、行政庁に提出したこれらの書類のうち、最も遅いものに係るものからその記載事項に変更がないときは、その旨を前項に規定する提出書へ記載して、当該書類の提出を省略することができる。

※ 第五十七条で規定

（財産目録等の提出）

第四十九條 法第二十一条第一項の規定による財産目録等（法第二十条第一項に規定する書類及び信託行為の内容を証する書面を除く。以下この項において同じ。）の提出は、財産目録等を添付した様式第六号による提出書を行政庁に提出してするものとし、次に掲げる書類を併せて添付するものとする。

一 第二条第二項第三号に掲げる書類

二 第二条第三項第七号に掲げる書類

三 命令第二十四条第二項に規定する貸借対照表、損益計算書及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書について第四十四条に規定する信託管理人の承認を受けたことを証する書類

四 前三号に掲げるもののほか、行政庁が受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するために必要と認める書類

2 第二条第三項ただし書の規定は、前項第二号に掲げる書類の添付について、同条第四項の規定は、前項第一号に掲げる書類の添付について、それぞれ準用する。

3 第二条第五項の規定は、第四十条第一項第一号又は第一項第一号若しくは第二号に掲げる書類の提出について、前条第二項の規定は、法第二十条第二項第二号又は第三号に掲げる書類の提出について、それぞれ準用する。

第四章 公益信託の併合等

（公益信託の併合等の認可の申請）

第五十條 法第二十一条第一項の公益信託の併合等の認可を受けよ

び第五項において「公益信託の併合等」という。）をするときは、当該公益信託の受託者は、あらかじめ、行政庁の認可を申請しなければならない。

2 公益信託においては、信託の併合は、従前の各公益信託の目的が類似する場合に限り、することができる。

3 公益信託においては、吸収信託分割にあつては分割信託（信託法第一百五十五条第一項第六号に規定する分割信託をいう。）及び承継信託（同号に規定する承継信託をいう。）の目的が類似する場合に限り、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の目的が類似する場合に限り、することができる。

4 公益信託の併合等は、第一項の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第一項の認可の申請は、**内閣府令**で定めるところにより、公益信託の併合等に係る事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

6 前項の申請書には、**内閣府令**で定める書類を添付しなければならない。

7 第八条から第十一条までの規定は、第一項の認可について準用する。

第二十三条 公益信託の終了事由等

第三十条 第一項又は第二項の規定により公益信託認可が取り消された場合に終了する。

2 公益信託においては、信託法第六十四条の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときを除き、委託者及び信託管理人の合意により、公益信託を終了することはできない。

（公益信託の継続）

第二十四条 信託法第六十三条（第一号に係る部分に限る。）の規定により公益信託が終了した場合には、委託者、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を変更することによって、公益信託を継続することができる。

2 前項の規定により公益信託の目的を変更する場合には、受託者は、次条第一項の規定による届出の日から三月以内に、当該変更について第十二条第一項の認可を受けなければならない。

3 委託者が現に存しない場合における第一項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者」とあるのは、「受託者」とする。

（信託の終了の届出等）

第二十五条 公益信託が終了した場合（信託法第六十三条第五号に掲げる事由によつて終了した場合及び第三十条第一項又は第二項の規定による公益信託認可の取消しによつて終了した場合を除く。）には、その受託者（同法第六十三条第七号に掲げる事由によつて公益信託が終了した場合にあつては、破産管財人）は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

2 行政庁は、前項の規定による届出があつたときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

（清算の届出等）

第二十六条 公益信託の清算受託者（信託法第七十七条に規定する清算受託者をいう。次項及び第四十九条において同じ。）は、当該公益信託の終了の日から三月を経過したときは、遅滞なく、残余財産の給付の見込みを行政庁に届け出なければならない。当該見込みに変更があつたときも、同様とする。

2 清算受託者は、清算が終了したときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

うとする公益信託の受託者は、信託の併合にあつては様式第七号により、吸収信託分割にあつては様式第七号の二及び様式第七号の三により、新規信託分割にあつては様式第七号の四及び様式第七号の五により作成した申請書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、信託の併合にあつては併合後の、吸収信託分割にあつては分割信託及び承継信託の、新規信託分割にあつては新たな公益信託及び当該新たな公益信託に信託財産の一部を移転する公益信託の法第七条第三項各号に掲げる書類並びに次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第二十二條第一項の公益信託の併合等に係る信託法の規定又は信託行為の定めに基づく合意があつたことを証する書面

二 前号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類

3 法第二十二條第一項の公益信託の併合等の認可を受けた公益信託の受託者は、遅滞なく、併合又は分割後の信託行為の内容を証する書面を行政庁に提出しなければならない。

（信託の終了の届出）

第五十一条 法第二十五条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の受託者（信託法第六十三条第七号に掲げる事由によつて公益信託が終了した場合にあつては、破産管財人）は、様式第八号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

※ 第五十六条で規定

（清算の届出等）

第五十二条 法第二十六条第一項の規定による届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第九号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該公益信託に係る残余財産の給付を受ける法人が法第八条第十三号イからトまでに掲げる法人である場合にあつては、その旨を証する書類を添付しなければならない。

3 行政庁は、前項の規定による届出があつたときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(残余財産の帰属)

第二十七条 公益信託の信託行為における第四条第二項第三号の定めにより残余財産の帰属が定まらないときは、信託法第百八十二条第二項及び第三項の規定にかかわらず、残余財産は、国庫（都道府県知事が行政庁である場合にあっては、当該都道府県）に帰属する。

第五節 公益信託の監督

(報告徴収及び立入検査)

第二十八条 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、**内閣府令**で定めるところにより、受託者に対し、その公益信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該受託者の住所若しくは事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産に属する財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告、命令等)

第二十九条 行政庁は、公益信託について、次条第二項各号のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該公益信託の受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 行政庁は、前項の勧告をしたときは、**内閣府令**で定めるところにより、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 行政庁は、第一項の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 行政庁は、第一項の勧告及び第三項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 第八条第一号、第二号若しくは第七号、第九条第一号イ若しくは第五号又は次条第二項第四号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。） 許認可等行政機関

二 第九条第一号ロに規定する事由 国税庁長官等

三 第九条第二号二、第四号又は第六号に規定する事由 警察庁長官等

(公益信託認可の取消し)

第三十条 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消さなければならない。

一 偽りその他の不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可を受けた場合

二 第九条第六号に該当するに至つた場合

三 受託者が、正当な理由がなく、前条第三項の規定による命令

※ 第五十六条で規定

3 法第二十六条第二項の届出をしようとする公益信託の清算受託者は、様式第十号により作成した届出書を行政庁に提出しなければならない。

4 前項の届出書には、清算受託者が当該公益信託に係る信託法第百八十四条第一項の信託事務に関する最終の計算の内容を証する書類及び同項に規定する承認があつたことを証する書類を添付しなければならない。

第五章 報告及び検査

(報告)

第五十三条 公益信託の受託者は、行政庁から法第二十八条第一項の規定により報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

2 行政庁は、前項の報告を求めるときは、報告書の様式及び提出期限その他必要な事項を明示するものとする。

(職員の身分証明書の様式)

第五十四条 法第二十八条第二項の証明書は、様式第十一号によるものとする。

※ 第五十七条で規定

※ 第五十六条で規定

に従わない場合

2 行政庁は、公益信託が次の各号のいずれかに該当するときは、その公益信託認可を取り消すことができる。

一 第八条各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなった場合

二 第九条第一号から第五号までのいずれかに該当するに至った場合

三 第十四条第一項、第十五条第一項又は第三節の規定に違反した場合

四 前三号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づく行政機関の処分違反した場合

3 前条第五項の規定は、前二項の規定による公益信託認可の取消しをしようとする場合について準用する。

4 行政庁は、第一項又は第二項の規定により公益信託認可を取り消したときは、**内閣府令**で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第三十一条 裁判所は、前条第一項又は第二項の規定により公益信託認可が取り消された場合には、公益信託が終了した場合に、行政庁又は委託者、信託管理人、信託債権者（信託法第二十一条第二項第四号に規定する信託債権者をいう。）その他の利害関係人の申立てにより、当該公益信託の清算のために新受託者を選任しなければならない。

2 信託法第七十三条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による新受託者の選任について準用する。

（行政庁への意見）

第三十二条 次の各号に掲げる者は、公益信託について当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、行政庁が公益信託の受託者に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、行政庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

一 許認可等行政機関 第八条第一号、第二号若しくは第七号に掲げる基準に適合しない事由又は第九条第一号イ若しくは第五号若しくは第三十条第二項第四号に規定する事由（公益事務を行うに当たり法令上許認可等行政機関の許認可等を必要とする場合に限る。）

二 国税庁長官等 第九条第一号ロに規定する事由

三 警察庁長官等 第九条第二号二、第四号又は第六号に規定する事由

第六節 信託法の適用関係

第三十三条 信託法第二十九条第二項ただし書、第三十一条第二項（第三号に係る部分に限る。）及び第三項ただし書、第三十二条第三項ただし書、第三十五条第四項、第三十七条第三項ただし書、第四十七條第五項ただし書、第四十八條第三項ただし書、第五十八條第二項、第五十九條第一項ただし書、第六十條第一項ただし書、第二百二十五條第一項ただし書、第二百四十七條、第二百八十三條第六項並びに第二百二十二條第五項ただし書の規定は、公益信託については、適用しない。

2 公益信託においては、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しない。

3 前章及びこの章に定めるもののほか、公益信託に関する信託法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十九条第一項第三	受益者の利益を害し	信託の目的の達成に
-----------	-----------	-----------

※ 第五十六条で規定

号及び第三項第三号並びに第三十一條第二項第四号	ない	支障とならない
第十九条第三項第二号	各信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）の	公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。以下この号において同じ。）の信託管理人と他の信託の受益者（信託管理人が現に存する場合にあつては、信託管理人）又は他の公益信託若しくは第二百五十八條第一項の受益者の定めのない信託の信託管理人との
第三十条及び第二百十六條第二項	受益者	信託の目的の達成
第三十一條第一項第四号	と受益者との利益が相反する	の利益となり、かつ、信託の目的の達成に支障となる
第三十二條第一項	受益者の利益に反する	信託の目的の達成に支障となる
第三十四條第一項第三号、第三十七條（第三項を除く。）、第三十八條第一項第二号及び第六項第二号、第四十七條第二項、第四項及び第五項、第五十九條第二項、第五十一條第一項第五号、第四百五十二條第二項第三号、第四百五十五條第一項第七号、第四百五十六條第二項第三号、第四百五十九條第一項第七号、第六十條第二項第三号、第二百十六條第二項第六号、第二百二十二條第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二	法務省令	内閣府令・法務省令

百七十条第一項第三号	第三十八條第二項第三号	第五十六條第一項	第五十八條第一項	第五十九條第一項及び第三項、第六十二條第一項及び第二項、第六十三條第一項、第七十五條第一項並びに第八十六條第四項	第八十七條第一項				第二百二十五條第一項	第二百二十八條第一項
	受益者の共同の利益を害する	事由によつて	いつでも	事由	受託者が二人	「受託者	すべての受託者	受益者のために	同条第一項第五号	
	信託の目的の達成を妨げる	事由によつて、又は受託者が公益信託に関する法律第九條第一号若しくは第二号のいずれかに該当するに至つたこと若しくは同法第七條第二項第二号及び第五号に掲げる事項の変更（次項又は第三項の規定による受託者の任務の引継ぎに係るものに限る。）に係る同法第十二條第一項の認可を拒否する処分がされたこと（以下「特定終了事由」という。）により	正当な理由があるときは	事由又は特定終了事由	受託者又は信託管理人が二人	「受託者又は信託管理人	全ての受託者又は全ての信託管理人	信託の目的の達成のために	同条第一項中「第九條第一号若しくは第二号のいずれかに該当するに至つたこと若しくは同法第七條第二項第二号及び第五号に掲げる事項の	

第百二十九条第一項		第百三十条第二項	第百四十五条第一項、第百六十二条第一項、第百六十三条、第百六十四条及び第百七十条第一項第一号	第百四十九条第二項第二号、第百五十一条第二項第二号、第百五十五条第二項第二号及び第百五十九条第二項第二号	第百五十条第一項	第百六十三条第三号
第五十六条第一項各号		受益者に	この法律	信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合すること	受益者の利益に適合しなくなる	受託者
第五十六条第一項		委託者（他の信託管理人が現に存する場合にあつては、当該他の信託管理人）に	この法律及び公益信託に関する法律	信託の目的の達成のために必要であること	信託の目的の達成に支障となる	受託者又は信託管理人
変更（次項又は第三項の規定による受託者の任務の引継ぎに係るものに限る。）に係る同法第十二条第一項の認可を拒否する処分がされたこと（以下「特定終了事由」という。）とあるのは「第九条第三号若しくは第四号のいずれかに該当するに至ったこと」と、同項第五号		とき（当該期間が経過する日において新受託者又は新信託管理人の選任に係る公益信託に関する法律第十二条第一項の認可の申請に対する処分がされていない場合にあつては、当該				
新受託者		新受託者又は新信託管理人				

		認可を拒否する処分 があったとき
第百六十五条第一項	受益者の利益に適合 するに至った	適当である
第二百三十五条	第百六十四条第一項 若しくは第三項	公益信託に関する法 律第二十三条第一項

第三章 公益認定等委員会等への諮問等
第一節 公益認定等委員会への諮問等
(委員会への諮問)

第三十四条 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、第十条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許可等行政機関の意見（第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、公益認定等委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二条第一項の認可の申請に対する処分をしようとする場合（公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合及び行政手続法第七条の規定に基づきこれらの認可を拒否する場合を除く。）

二 第二十九条第一項の勧告、同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消し（以下この節において「監督処分等」という。）をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 公益信託が第三十条第一項第二号又は第二項第二号に該当するものである場合

ロ 第十四条第一項若しくは第十五条第一項の規定による届出又は第二十一条第一項の規定による財産目録等の提出をしなかつたことを理由として監督処分等をしようとする場合

ハ 第三十七条第一項の勧告に基づいて監督処分等をしようとする場合

2 内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 第八条第五号から第七号まで、第十二号ただし書及び第十三号ト、第三十八条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書並びに別表第二十三号の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに第四条第二項第四号、第七条第二項並びに第三項第四号及び第六号、第八条（第十二条第六項及び第二十二条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第四項及び第五項、第十四条第一項、第十五条第一項、第十六条から第十八条まで、第二十条第一項及び第二項、第二十二条第五項及び第六項、第二十八条第一項並びに次条第一項及び第三十七条第二項（これらの規定を第三十八条において準用する場合を含む。）の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合

二 第四十三条の規定による要求を行おうとする場合

3 内閣総理大臣は、第一項第一号に規定する処分、第二十九条第三項の規定による命令又は第三十条第一項（第二号を除く。）若

しくは第二項（第二号を除く。）の規定による公益信託認可の取消しについての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合
三 第一項第二号イ又はロに規定する理由による監督処分等についての審査請求である場合

（答申の公表等）

第三十五条 委員会は、諮問に対する答申をしたときは、**内閣府令**

で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

2 委員会は、前項の答申をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該答申に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

（内閣総理大臣による送付等）

第三十六条 内閣総理大臣は、第十四条第一項、第十五条第一項、

第二十五条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出に係る書類の写し又は第二十一条第一項の規定により提出を受けた財産目録等の写しを委員会に送付しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第三十二条の規定により許可等行政機関が述べた意見（公益信託が第九条第一号イ又は第五号に該当するものである旨の意見を除く。）を委員会に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合において、委員会に諮問しないで当該各号に定める措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 第三十四条各項の規定のただし書の規定により次に掲げる措置について委員会が諮問を要しないものと認めた場合 当該措置

置
イ 公益信託認可の申請又は第十二条第一項若しくは第二十二
条第一項の認可の申請に対する処分

ロ 監督処分等

ハ 第三十四条第二項第一号の政令の制定又は改廃の立案及び

同号の内閣府令の制定又は改廃

ニ 第三十四条第三項に規定する審査請求に対する裁決

ホ 第四十三条の規定による要求

二 公益信託が第九条各号のいずれかに該当するものである場合

前号イに規定する処分

三 第三十四条第一項第二号イ又はロに掲げる場合 監督処分等

四 第三十四条第三項第二号又は第三号に掲げる場合 第一号二

に規定する裁決

（委員会による勧告等）

第三十七条 委員会は、内閣総理大臣が第二十九条第一項の勧告若

しくは同条第三項の規定による命令又は第三十条第一項若しくは第二項の規定による公益信託認可の取消しその他の措置をとる必要があると認めるときは、その旨を内閣総理大臣に勧告をすることが

できる。

2 委員会は、前項の勧告をしたときは、**内閣府令**で定めるところ

により、当該勧告の内容を公表しなければならない。

3 委員会は、第一項の勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、当該勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

第二節 都道府県に置かれる合議制の機関への諮問等

※ 第五十七条で規定

※ 第五十七条で規定

第三十八條 都道府県知事である場合についての準用）
第三十四條第一項及び第三項、第三十五條、第三十六條第一項、第二項及び第三項（第一号（ハ及びホに係る部分に限る。）を除く。）並びに前条の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、これらの規定（第三十四條第一項本文を除く。）中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、第三十四條第一項中「公益認定等委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十條第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書及び同条第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

第三十九條 都道府県知事は、第四十三條の規定による要求が当該都道府県知事に対して行われた場合には、その旨を前条において読み替えて準用する第三十四條第一項に規定する合議制の機関に通知しなければならない。

第四章 雑則
（都道府県知事による通知等）
第四十條 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（協力依頼）
（情報の提供）
第四十一條 内閣総理大臣及び都道府県知事は、公益事務の実施の状況、公益信託に対して行政庁がとつた措置その他の事項についての調査及び分析を行い、必要な統計その他の資料の作成を行うとともに、公益信託に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（権限の委任等）
第四十二條 内閣総理大臣は、第二十八條第一項の規定による権限（第三十五條第一項の答申又は第三十七條第一項の勧告のため必要なものに限る、第九條各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。）を委員会に委任する。

2 行政庁が都道府県知事である場合における第二十八條第一項の規定による権限（第三十八條において準用する第三十五條第一項の答申又は第三十八條において準用する第三十七條第一項の勧告のため必要なものに限る、第九條各号に掲げる公益信託に該当するか否かの調査に関するものを除く。）の行使については、第二十八條第一項中「行政庁」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十條第一項に規定する合議制の機関」と、「職員」とあるのは「庶務をつかさどる職員」とする。

（是正の要求の方式）

第四十三條 内閣総理大臣は、都道府県知事のこの法律及びこれに基づく命令の規定による事務の管理及び執行に関して法令の規定に違反しているものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、公益信託認可の審査その他の当該事務の管理及び執行に関し地域間に著しい不均衡があることにより公益事務の適正な実施に支障が生じていることが明らかであるとして地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五條の五第一項の規定による求めを行うときは、当該都道府県知事が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

（命令への委任）

第四十四條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため

の手続その他必要な事項は、命令で定める。

第五章 罰則

第四十五条 偽りその他不正の手段により公益信託認可又は第十二条第一項若しくは第二十二條第一項の認可を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第一項の規定に違反して、公益信託であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いたとき。

二 第五条第二項の規定に違反して、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用したとき。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項、第十二条第四項若しくは第二十二條第五項の申請書又は第七条第三項、第十二条第五項若しくは第二十二條

第六項の書類に虚偽の記載をして提出したとき。

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反して、書類又は電磁的記録を備え置かず、又はこれらに記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

第四十八条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした受託者（受託者であつた者を含む。）、信託財産管理者（信託法第三章第五節第四款の信託財産管理者をいう。）、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された受託者の職務を代行する者、信託財産法人管理人（信託法第七十四条第二項に規定する信託財産法人管理人をいう。）、清算受託者又は破産管財人は、五十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 第十四条第一項、第十五条第一項、第二十五条第一項又は第二十六条第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十一条第一項の規定に違反して、財産目録等を提出せず、又はこれに虚偽の記載をして提出したとき。

三 第二十八条第一項（第四十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第二十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

附則 抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二十二條

※ **公益信託に関する法律の施行期日を定める政令（令和七年政令第二百三十二号）**
内閣は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第

一条の規定に基づき、この政令を制定する。
公益信託に関する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

及び第二十三条の規定は、公布の日から施行する。
（公益信託に関する法律の適用等に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の公益信託に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、附則第四条に定める場合を除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にする公益信託について適用する。

2 この法律による改正前の公益信託ニ関スル法律（以下この項並びに附則第四条第三項及び第八条第二項において「旧公益信託法」という。）第一条に規定する公益信託で施行日前に旧公益信託法第二条第一項の許可（次条において「旧公益信託許可」という。）を受けてその効力が生じたもの（附則第四条第一項、第五条第一項及び第二十一条において「旧法公益信託」という。）については、施行日から起算して二年を経過する日までの間（附則第四条第一項及び第二項並びに第十七条第一項において「移行期間」という。）は、なお従前の例による。

（旧公益信託許可の申請に係る経過措置）

第三条 施行日前に旧公益信託許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、施行日に、却下されたものとみなす。

（旧公益信託の新法の規定による公益信託への移行）

第四条 旧法公益信託及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号。以下「信託法整備法」という。）第二条の規定によりなお従前の例によることとされた信託法整備法第一条の規定による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号。第三項及び附則第八条第二項において「旧信託法」という。）第六十六条に規定する公益信託（以下この項において「旧信託法公益信託」という。）は、移行期間内において、新法第三条に規定する行政庁（以下「行政庁」という。）の認可（以下「移行認可」という。）を受けた場合には、新法第七条第一項に規定する公益信託認可（附則第十二条において「公益信託認可」という。）を受けたものとして新法の規定による公益信託となることができる。この場合において、移行期間内に当該移行認可を受けていない旧法公益信託及び旧信託法公益信託（以下「旧公益信託」という。）は、移行期間が満了する日に終了するものとする。

2 旧公益信託が移行期間内に移行認可の申請をした場合で移行期間内に当該申請に対する処分がされないときにおける当該旧公益信託の附則第二条第二項及び前項の移行期間は、施行日からその処分がされる日までの間とする。

3 第一項の規定により新法の規定による公益信託となつた旧公益信託については、新法の規定（罰則を除く。）は、施行日前に生じた事項にも適用する。ただし、旧公益信託法及び信託法整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧信託法の規定によつて生じた効力を妨げない。

（旧公益信託の清算に関する経過措置）

第五条 旧法公益信託が前条第一項後段の規定により終了した場合における清算については、なお従前の例による。
2 前項及び信託法整備法第二条の規定にかかわらず、前条第一項後段の規定により終了した旧公益信託については、その信託行為の定めるところにより残余財産の帰属が定まらないときは、新法第二十七条の規定を適用する。

（移行認可の申請）

第六条 移行認可の申請は、**内閣府令**で定めるところにより、旧公益信託の受託者が新法第七条第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

第六章 移行認可

（移行認可の申請）

第五十五条 法附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をしようとする旧公益信託の受託者は、様式第十二号により作成した

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 新法第七条第三項第二号から第六号までに掲げる書類
二 附則第九条第二項の規定による信託の変更の内容を証する書類

三 その他移行認可に関し必要なものとして内閣府令で定める書類

(移行認可の基準)

第七条 行政庁は、移行認可の申請に係る旧公益信託が新法第八条の基準に適合すると認めるときは、移行認可をするものとする。

(移行認可の欠格事由)

第八条 新法第九条（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）の規定は、移行認可について準用する。

2 附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧公益信託法第三条に規定する主務官庁又は信託法整備法第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧信託法第六十七條に規定する主務官庁（次条第五項並びに附則第十条第二項及び第十一条において「旧主務官庁」という。）の監督上の命令に違反している旧公益信託は、移行認可を受けることができない。

(移行認可の申請のためにする信託の変更等)

第九条 移行認可の申請に係る旧公益信託の信託行為においては、当該旧公益信託に係る信託の変更により、公益事務を行うことのみを目的とする旨及び新法第四条第二項各号に掲げる事項を定めなければならない。

2 前項の信託の変更その他移行認可の申請に関し必要な旧公益信託に係る信託の変更は、信託行為の定めにより、又は委託者、受託者及び信託管理人の合意によつてしなければならない。
3 委託者が現に存しない場合における前項の規定の適用については、同項中「委託者、受託者及び信託管理人」とあるのは、「受託者及び信託管理人」とする。

4 第二項の信託の変更は、移行認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 旧公益信託を附則第七条の基準に適合するものとするために必要な信託の変更その他移行認可の申請のため必要な信託の変更は、旧主務官庁の許可を要しない。

(移行認可に関する意見聴取)

第十条 新法第十条の規定は、移行認可について準用する。
2 行政庁は、移行認可をしようとするときは、附則第八条第一項において準用する新法第九条第五号及び附則第八条第二項に規定する事由の有無について、旧主務官庁の意見を聴くものとする。

(旧主務官庁への通知)

第十一条 行政庁は、附則第六条第一項の申請書の提出を受け、又は移行認可をし、若しくはしない処分をしたときは、直ちに、その旨を旧主務官庁に通知しなければならない。

(旧公益信託の公益信託への移行)

第十二条 移行認可を受けた旧公益信託については、移行認可を公益信託認可とみなして、移行認可があった日以後、新法の規定を適用する。

(委員会への諮問)

第十三条 内閣総理大臣は、移行認可の申請に対する処分をしようとする場合（旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）をのいずれかに該当するものである場合及び附則第八条第二項に規定するものである場合並びに行政手続法第七条の規定に基づき当該移行認可を拒否する場合を除く。）には、

申請書を行政庁に提出しなければならない。
2 法附則第六条第二項第三号の内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第六条第二項第二号に掲げる書類について法附則第九条第二項に規定する信託行為の定めにより変更があったことを証する書面又は同項に規定する合意があったことを証する書面

二 法附則第六条第一項の規定により移行認可の申請をする日の属する信託事務年度の前信託事務年度の信託概況報告、財産目録及び収支決算書

三 前二号に掲げるもののほか、行政庁が必要と認める書類
3 旧公益信託の受託者が前項第二号に規定する信託事務年度の前信託事務年度の末日から起算して三月以内に法附則第六条第一項の移行認可の申請をする場合において当該信託事務年度に係る信託概況報告、財産目録及び収支決算書を作成していないときにおける同号の規定の適用については、同号中「前信託事務年度」とあるのは、「前信託事務年度の前信託事務年度」とする。

4 第二条第三項ただし書、第四項及び第五項の規定は、法附則第六条第二項第一号に掲げる書類を第一項の申請書に添付して行政庁に提出する場合について準用する。

第七章 公示及び公表

(公示の方法)

第五十六条 法第十一条（法第十二条第六項及び第二十二條第七項において準用する場合を含む。）、第十四条第二項、第十五条第二項、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第二十九条第四項及び第三十条第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公表の方法)

第五十七条 法第二十一条第二項、第二十九条第二項、第三十五条第一項（第三十八条及び附則第十四条（附則第十六条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第三十七條第二項（第三十八条において準用する場合を含む。）の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

この府令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

附則第十条第一項において準用する新法第十条の規定による同条第一号に規定する許認可等行政機関の意見（附則第八条第一項において準用する新法第九条第一号イ及び第五号に規定する事由の有無に係るものを除く。）を付して、新法第三十四条第一項に規定する委員会（以下「委員会」という。）に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

2 内閣総理大臣は、附則第十六条において読み替えて準用する前項ただし書及び次項ただし書の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合並びに附則第六条第一項及び第二項第三号並びに次条（附則第十六条において準用する場合を含む。）において準用する新法第三十五条第一項の内閣府令の制定又は改廃をしようとする場合には、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

3 内閣総理大臣は、第一項に規定する処分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合には、次に掲げる場合を除き、委員会に諮問しなければならない。ただし、委員会が諮問を要しないものと認めたものについては、この限りでない。

一 審査請求が不適法であるとして却下する場合

二 審査請求をした旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号のいずれかに該当するものである場合又は附則第八条第二項に規定するものである場合

（答申の公表等）

第十四条 新法第三十五条の規定は、前条の規定による諮問に対する答申について準用する。

（内閣総理大臣による通知）

第十五条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる場合において、委員会に諮問しないで当該各号に定める措置を講じたときは、その旨を委員会に通知しなければならない。

一 附則第十三条各項の規定のただし書の規定により次に掲げる措置について委員会が諮問を要しないものと認めた場合 当該措置

イ 移行認可の申請に対する処分

ロ 附則第十三条第二項の政令の制定又は改廃の立案及び同項の内閣府令の制定又は改廃

ハ 附則第十三条第三項に規定する審査請求に対する裁決

二 旧公益信託が附則第八条第一項において準用する新法第九条各号（第二号イ及び第四号（同条第二号イに係る部分に限る。）を除く。）のいずれかに該当するものである場合又は附則第八

条第二項に規定するものである場合 前号イに規定する処分 三 附則第十三条第三項第二号に掲げる場合 第一号ハに規定する裁決

（行政庁が都道府県知事である場合についての準用）

第十六条 附則第十三条第一項及び第三項並びに第十四条並びに前条（第一号（ロに係る部分に限る。）を除く。以下この条において同じ。）の規定は、行政庁が都道府県知事である場合について準用する。この場合において、附則第十三条第一項中「新法第三十四条第一項に規定する委員会（以下「委員会」という。）」とあるのは「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五十条第一項に規定する合議制の機関（以下「合議制の機関」という。）」と、同項ただし書、同条第三項及び前条中「委員会」とあるのは「合議制の機関」と、附則第十三条第一項ただし書及び第三項ただし書中「諮問」とあるのは「政令で定める基準に従い諮問」と読み替えるものとする。

※ 制定されず。

(名称又は商号の使用制限に関する経過措置)

第十七条 旧公益信託については、新法第五條第一項及び第二項の規定は、その移行期間（附則第四條第二項に規定する旧公益信託にあつては、同項に規定する期間）においては、適用しない。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現にその名称又は商号中に公益信託という文字を用いている者については、新法第五條第一項の規定は、施行日から起算して六月間は、適用しない。

(罰則)

第十八条 偽りその他不正の手段により移行認可を受けたときは、その違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 附則第六條第一項の申請書又は同條第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出したときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(過料に関する経過措置)

第二十一条 施行日前にした行為及び附則第二條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法公益信託に関し施行日以後にした行為に対する過料については、なお従前の例による。

(準備行為)

第二十二条 内閣総理大臣は、施行日前においても、新法第三十四條第二項（第一号に係る部分に限る。）又は附則第十三條第二項の規定の例により、これらの規定に規定する政令又は内閣府令の制定の立案又は制定に関し、委員会に諮問をすることができる。

2 委員会は、施行日前においても、前項の諮問に対する答申をし、新法第三十五條第一項（附則第十四條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の例により、その内容を公表することができる。この場合において、当該答申の内容の公表は、施行日以後は、新法第三十五條第一項の規定による答申の内容の公表とみなす。

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（過料に関する経過措置を含む。）は、**政令**で定める。

別表（第二條関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事務
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事務
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事務
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事務

※ 制定されず。

- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵かん養することを目的とする事務
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事務
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事務
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事務
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事務
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事務
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事務
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事務
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事務
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事務
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事務
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事務
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事務
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事務として^{〔四〕}で定めるもの

※ 制定されず。

※ 公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号の内閣府令・法務省令で定める事項等を定める命令（令和七年内閣府・法務省令第三号）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 受託者等（第四条・第五条）
- 第三章 公益信託の併合等
- 第一節 公益信託の併合（第六条・第七条）
- 第二節 公益信託に係る信託の分割
- 第一款 吸収信託分割（第八条・第九条）
- 第二款 新規信託分割（第十条・第十一条）
- 第四章 新規信託の特例（第十二条）
- 第五章 限定責任公益信託の特例（第十三条）
- 第六章 電磁的記録等（第十三条―第十六条）
- 第七章 公益信託に係る計算
- 第一節 会計慣行のしん酌（第十七条）
- 第二節 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成（第十八条・第十九条）
- 第三節 限定責任公益信託の計算
- 第一款 会計帳簿
- 第二目 総則（第二十条）
- 第二目 資産及び負債（第二十一条―第二十三条）
- 第二款 計算関係書類等
- 第一目 総則（第二十四条―第二十九条）
- 第二目 計算書類等（第三十条―第三十二条）
- 第三目 信託概況報告（第三十三条）
- 第三款 清算中の公益信託の特例（第三十四条―第三十八条）

附則

第一章 総則

※ 公益信託に関する法律第三十三条第三項の規定による読替え後の信託法抄

(分別管理義務)

第三十四条 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第

(目的)

第一条 この命令は、公益信託に関する法律（以下「法」という。第三十三条第三項の規定により読み替えて適用する信託法第三十四条第一項第三号、第三十七条（第三項を除く。）、第三十八条第一項第二号及び第六項第二号、第四十七条第二項、第四項及び第五項、第五十九条第二項、第五十一条第一項第五号、第五十二条第二項第三号、第五十五条第一項第七号、第五十六条第二項第三号、第六十条第一項第七号、第六十二条第二項第三号、第二百十六条第二項第六号、第二百二十二条第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで並びに第二百七十条第一項第三号の委任に基づく事項その他法の施行に必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この命令において使用する用語は、法及び信託法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。次号ロにおいて同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限る。）をいう。

二 電磁的方法 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるものをいう。

ただし、当該方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち(1)又は(2)に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(信託法の適用関係)

第三条 この命令において、信託法の規定を引用する場合における当該規定については、法第三十三条第三項の規定により読み替えて適用するものとされたものにあっては、当該読み替えて適用するものとされた規定をいうものとする。

第二章 受託者等

(分別管理の方法)

第四条 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める財産は、他の法令の規定により、当該財産が信託財産に属する旨の記載又は記録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができないとされるもの（同法第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産を除く。）とする。

三 号に掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録

二 第十四条の信託又は登録をすることができない財産（

次号に掲げるものを除く。） 次のイ又はロに掲げる財産の区

分に応じ、当該イ又はロに定める方法

イ 動産（金銭を除く。） 信託財産に属する財産と固有財産

及び他の信託の信託財産に属する財産とを外形上区別するこ

とができる状態で保管する方法

ロ 金銭その他のイに掲げる財産以外の財産 その計算を明ら

かにする方法

三 内閣府令・法務省令で定める財産 当該財産を適切に分別し

て管理する方法として内閣府令・法務省令で定めるもの

二 前項ただし書の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる財産に

ついて第十四条の信託の登記又は登録をする義務は、これを免除

することができない。

（前受託者の通知及び保管の義務等）

第五十九条 第五十六条第一項第三号から第七号までに掲げる事由

又は特定終了事由により受託者の任務が終了した場合には、受託

者であった者（以下「前受託者」という。）は、信託管理人に対

し、その旨を通知しなければならない。ただし、信託行為に別段

の定めがあるときは、その定めるところによる。

二 第五十六条第一項第三号に掲げる事由により受託者の任務が終

了した場合には、前受託者は、破産管財人に対し、信託財産に属

する財産の内容及び所在、信託財産責任負担債務の内容及び他の

内閣府令・法務省令で定める事項を通知しなければならない。

三 第五十六条第一項第四号から第七号までに掲げる事由又は特定

終了事由により受託者の任務が終了した場合には、前受託者は、

新たな受託者（第六十四条第一項の規定により信託財産管理者が

選任された場合にあつては、信託財産管理者。以下この節におい

て「新受託者等」という。）が信託事務の処理をすることができ

るに至るまで、引き続き信託財産に属する財産の保管をし、かつ

、信託事務の引継ぎに必要な行為をしなければならない。ただし

、信託行為に別段の定めがあるときは、その義務を加重すること

ができる。

四 前項の規定にかかわらず、第五十六条第一項第五号に掲げる事

由（第五十七条第一項の規定によるものに限る。）により受託者

の任務が終了した場合には、前受託者は、新受託者等が信託事務

の処理をすることができ、引き続き受託者としての権利義務を有す

る。ただし、信託行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

五 第三項の場合（前項本文に規定する場合を除く。）において、

前受託者が信託財産に属する財産の処分をしようとするときは、

信託管理人は、前受託者に対し、当該財産の処分をやめることを

請求することができる。ただし、新受託者等が信託事務の処理を

することができ、引き続き受託者としての権利義務を有する。た

だし、この限りでない。

（関係当事者の合意等）

第六十一条 信託の併合は、従前の各信託の委託者、受託者及び

信託管理人の合意によってすることができる。この場合において

は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 信託の併合後の信託行為の内容

二・三（空振り）

四 信託の併合がその効力を生ずる日

五 その他内閣府令・法務省令で定める事項

二 前項の規定にかかわらず、信託の併合は、次の各号に掲げる場

合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この

場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、

二 信託法第三十四条第一項第三号に規定する内閣府令・法務省令

で定めるものは、他の法令の規定に従い信託財産に属する旨の記

載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法とする

。

（前受託者が破産管財人に通知すべき事項）

第五十条 信託法第五十九条第二項に規定する内閣府令・法務省令で

定める事項は、次に掲げるものとする。

一 信託財産に属する財産の内容及び所在

二 信託財産責任負担債務の内容

三 信託行為の内容

第三章 公益信託の併合等

第一節 公益信託の併合

（公益信託の併合に当たり明らかにすべき事項）

第六十二条 信託法第五十一条第一項第五号に規定する内閣府令・法

務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 公益信託に係る信託の併合（以下「公益信託の併合」という

。）をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当

該他の公益信託を特定するために必要な事項

イ 公益信託の名称及び行政庁

ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

ハ 公益信託の年月日

ニ 公益信託の併合をする他の公益信託の信託行為の内容

三 公益信託の併合をする各公益信託において直前に作成された

- 第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。
- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び信託管理人の合意
 - 二 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示
 - 三 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
 - 四 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、信託管理人に対し」とする。

（債権者の異議）

第百五十二条 信託の併合をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、信託の併合について異議を述べることができる。ただし、信託の併合をしても当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができるときは、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 信託の併合をする旨
- 二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 三 その他内閣府令・法務省令で定める事項

- 3 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものとする方法）をいう。次節において同じ。）

- 4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該信託の併合について承認をしたものとみなす。
- 5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等（信託会社及び信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）をいう。次節において同じ。）に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該信託の併合をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

財産状況開示資料（限定責任信託以外の公益信託にあつては信託法第三十七条第二項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいい、限定責任信託である公益信託（以下「限定責任公益信託」という。）にあつては同法第二百二十二条第四項の規定により作成する同項の書類又は電磁的記録をいう。以下この条、第八条及び第十条において同じ。）の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）

- イ 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- ロ 限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容

- 四 公益信託の併合をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- 五 公益信託の併合をする理由

（債権者の異議に関する公告事項）

第七条 信託法第百五十二条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 公益信託の併合をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該公益信託の併合をする各公益信託を特定するために必要な事項
- イ 公益信託の名称及び行政庁
- ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- ハ 公益信託の年月日
- 二 前条第三号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を当該事項が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができる方法）
- 三 前条第四号に掲げる事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を当該事項が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができる方法）
- 四 公益信託の併合が効力を生ずる日以後における公益信託の併合後の公益信託の信託財産責任負担債務（公益信託の併合をする他の公益信託の信託財産責任負担債務であつたものを除く。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十二条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を当該事項が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができる方法）

第二節 公益信託に係る信託の分割

第一款 吸収信託分割

（関係当事者の合意等）
第百五十五条 吸収信託分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 一 吸収信託分割後の信託行為の内容
- 二・三（空振り）
- 四 吸収信託分割がその効力を生ずる日
- 五 移転する財産の内容
- 六 吸収信託分割によりその信託財産の一部を他の信託に移転する信託（以下この款において「分割信託」という。）の信託財産責任負担債務でなくなり、分割信託からその信託財産の一部の移転を受ける信託（以下「承継信託」という。）の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項
- 七 その他内閣府令・法務省令で定める事項

（債権者の異議）
第百五十六条 吸収信託分割をする場合には、分割信託又は承継信託の信託財産責任負担債務に係る債権者は、受託者に対し、吸収信託分割について異議を述べることができる。ただし、吸収信託分割をして当該債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができるときは、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別にこれを催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 吸収信託分割をする旨
- 二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 三 その他内閣府令・法務省令で定める事項
- 4 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもって同項の規定による各別の催告に代えることができる。
- 一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 電子公告
- 4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該吸収信託分割について承認をしたものとみなす。
- 5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を

（吸収信託分割に当たり明らかにすべき事項）
第八十条 信託法第百五十五条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 公益信託に係る吸収信託分割（以下この款において単に「吸収信託分割」という。）をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項
- イ 公益信託の名称及び行政庁
- ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- ハ 公益信託の年月日
- 二 吸収信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容
- 三 吸収信託分割に際して、承継信託に属する財産を分割信託の信託財産に帰属させることとするときは、当該財産の種類及び数若しくは額又はこれらの算定方法
- 四 前号に規定する場合には、同号に掲げる事項の定めとの相当性に関する事項
- 五 吸収信託分割をする各公益信託において直前に作成された財産状況開示資料の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）
- イ 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- ロ 限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
- 六 吸収信託分割をする各公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合）は、信託がされた後）、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- 七 吸収信託分割をする理由

（債権者の異議に関する公告事項）
第九十条 信託法第百五十六条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 吸収信託分割をする各公益信託についての次に掲げる事項その他の当該吸収信託分割をする各公益信託を特定するために必要な事項
- イ 公益信託の名称及び行政庁
- ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- ハ 公益信託の年月日
- 二 前条第五号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合）は、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができる方法）
- 三 前条第六号に掲げる事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合）は、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができる方法）
- 四 当該公益信託が分割信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における分割信託の信託財産責任負担債務及び承継信託の信託財産責任負担債務（吸収信託分割により承継信託の信託財産責任負担債務となるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（信託法第百五十六条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合）は、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ることができるようにする

提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該吸収信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（関係当事者の合意等）

第百五十九条

新規信託分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意によつてすることができる。この場合においては、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

- 一 新規信託分割後の信託行為の内容
- 二・三（空振り）
- 四 新規信託分割がその効力を生ずる日
- 五 移転する財産の内容
- 六 新規信託分割により従前の信託の信託財産責任負担債務でなくなり、新たな信託の信託財産責任負担債務となる債務があるときは、当該債務に係る事項
- 七 その他内閣府令・法務省令で定める事項

二 前項の規定にかかわらず、新規信託分割は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによつてすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、同項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び信託管理人の合意
- 二 信託の目的の達成のために必要であることが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によつてする意思表示
- 三 前二項の規定にかかわらず、各信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
- 四 委託者が現に存しない場合においては、第一項の規定は適用せず、第二項中「第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び信託管理人に対し」とあるのは、「第二号に掲げるときは、信託管理人に対し」とする。

（債権者の異議）

第百六十条

新規信託分割をする場合には、従前の信託の信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者は、受託者に対し、新規信託分割について異議を述べることができる。ただし、新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないことが明らかであるときは、この限りでない。

- 二 前項の規定により同項の債権者の全部又は一部が異議を述べることができるときは、受託者は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、同項の債権者で知れているものには、各別に催告しなければならない。ただし、第二号の期間は、一箇月を下ることができない。
- 一 新規信託分割をする旨
- 二 前項の債権者が一定の期間内に異議を述べることができる旨
- 三 その他内閣府令・法務省令で定める事項

三 前項の規定にかかわらず、法人である受託者は、公告（次に掲げる方法によるものに限る。）をもつて同項の規定による各別の催告に代えることができる。

五 当該公益信託が承継信託である場合には、吸収信託分割が効力を生ずる日以後における承継信託の信託財産責任負担債務（信託法第五十六条第一項の規定により吸収信託分割に異議を述べることができる債権者に対して負担するものに限る。）の履行の見込みに関する事項（同項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

（新規信託分割に当たり明らかにすべき事項）

第十條

信託法第五十九条第一項第七号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 二以上の公益信託による新規信託分割（以下この款において単に「新規信託分割」という。）が行われるときは、当該新規信託分割をする他の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該他の公益信託を特定するために必要な事項
- イ 公益信託の名称及び行政庁
- ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- ハ 公益信託の年月日
- 二 前号に規定する場合には、当該新規信託分割をする他の公益信託の信託行為の内容
- 三 従前の公益信託（新規信託分割をする他の公益信託がある場合にあつては、従前の公益信託及び当該他の公益信託。次号及び次条において同じ。）において直前に作成された財産状況開示資料の内容（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していないときは、次のイ又はロに掲げる公益信託の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項）
- イ 限定責任信託以外の公益信託 財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない旨
- ロ 限定責任公益信託 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成された貸借対照表の内容
- 四 従前の公益信託について、財産状況開示資料を作成した後（財産状況開示資料を作成すべき時期が到来していない場合にあつては、信託がされた後）に、重要な信託財産に属する財産の処分、重大な信託財産責任負担債務の負担その他の信託財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容
- 五 新規信託分割をする理由

（債権者の異議に関する公告事項）

第十一條

信託法第六十条第二項第三号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 従前の公益信託についての次に掲げる事項その他の当該従前の公益信託を特定するために必要な事項
- イ 公益信託の名称及び行政庁
- ロ 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所
- ハ 公益信託の年月日
- 二 前条第三号に掲げる事項（信託法第六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ること）
- 三 前条第四号に掲げる事項（信託法第六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができるようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知ること）
- 四 新規信託分割が効力を生ずる日以後における当該従前の公益

一時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告

4 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べなかったときは、当該債権者は、当該新規信託分割について承認をしたものとみなす。

5 第一項の債権者が第二項第二号の期間内に異議を述べたときは、受託者は、当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならぬ。ただし、当該新規信託分割をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

（限定責任信託の要件）

第二百十六条 限定責任信託は、信託行為においてそのすべての信託財産責任負担債務について受託者が信託財産に属する財産のみをもってその履行の責任を負う旨の定めをし、第二百三十二条の定めるところにより登記をすることによって、限定責任信託としての効力を生ずる。

2 前項の信託行為においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 限定責任信託の目的

二 限定責任信託の名称

三 委託者及び受託者の氏名又は名称及び住所

四 限定責任信託の主たる信託事務の処理を行うべき場所（第三節において「事務処理地」という。）

五 信託財産に属する財産の管理又は処分の方法

六 その他内閣府令・法務省令で定める事項

（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務）

第三十七条 受託者は、信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため、内閣府令・法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、内閣府令・法務省令で定めるところにより、貸借対照表、損益計算書その他の内閣府令・法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

3 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について信託管理人に報告しなければならない（ただし書適用除外）。

4 受託者は、第一項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、その作成の日から十年間（当該期間内に信託の清算の結了があったときは、その日までの間。次項において同じ。）、当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を内閣府令・法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該書面）を保存しなければならない。ただし、信託管理人に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

5 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合には、その作成又は取得の日から十年間、当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を内閣府令・法務省令で定める方法により作成した場合にあつては、当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては、当該

信託の信託財産責任負担債務及び新たな公益信託の信託財産責任負担債務（当該従前の公益信託の信託財産責任負担債務のうち、新規信託分割により新たな公益信託の信託財産責任負担債務となったものに限る。）の履行の見込みに関する事項（信託法第六十条第一項の債権者が当該事項を知ることができようにするための適切な措置を受託者が講ずる場合にあつては、当該措置に基づいて当該債権者が当該事項を知るための方法）

第四章 限定責任公益信託の特例

第十二条 信託法第二百十六条第二号に規定する内閣府令・法務省令で定める事項は、信託事務年度とする。

※ 第十八条で規定

※ 第十八条で規定

第五章 電磁的記録等

（電磁的記録の作成）

第十三条 信託法第三十七条第四項本文、第五項若しくは第六項本文又は第二百二十二条第六項本文、第七項若しくは第八項本文に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取る方法とする。

（電磁的記録に記録された事項の提供の方法）

第十四条 信託法第三十七条第四項ただし書（同条第五項後段において準用する場合を含む。）若しくは第六項ただし書又は第二百二十二条第六項ただし書（同条第七項後段において準用する場合を含む。）若しくは第八項ただし書（第二号においてこれらの規定を「提供規定」と総称する。）に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、次に掲げる方法のいずれかとする。

書面）を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

- 6 受託者は、第二項の書類又は電磁的記録を作成した場合には、信託の清算の終了の日までの間、当該書類（当該書類に代えて電磁的記録を内閣府令・法務省令で定める方法により作成した場合にあっては、当該電磁的記録）又は電磁的記録（当該電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあっては、当該書面）を保存しなければならない。ただし、その作成の日から十年間を経過した後において、信託管理人に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

第三十八条 信託管理人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができ、この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

- 一 前条第一項又は第五項の書類の閲覧又は謄写の請求
- 二 前条第一項又は第五項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

- 2 前項の請求があつたときは、受託者は、次のいずれかに該当すると認められる場合を除き、これを拒むことができない。
一 当該請求を行う者（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

- 二 請求者が不適当な時に請求を行ったとき。

- 三 請求者が信託事務の処理を妨げ、又は信託の目的の達成を妨げる目的で請求を行ったとき。

- 四 請求者が当該信託に係る業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

- 五 請求者が前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求したとき。

- 六 請求者が、過去二年以内において、前項の規定による閲覧又は謄写によつて知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

3 5（空振り）

- 6 利害関係人は、受託者に対し、次に掲げる請求をすることができる。

- 一 前条第二項の書類の閲覧又は謄写の請求

- 二 前条第二項の電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

第四十七条 前条第二項の検査役は、その職務を行うため必要があるときは、受託者に対し、信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況について報告を求め、又は当該信託に係る帳簿、書類その他の物件を調査することができる。

- 2 前条第二項の検査役は、必要な調査を行い、当該調査の結果を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（内閣府令・法務省令で定めるものに限る。）を裁判所に提供して報告をしなければならない。

- 3 裁判所は、前項の報告について、その内容を明瞭りようにし、又はその根拠を確認するため必要があるときは、前条第二項の検査役に対し、更に前項の報告を求めることができる。

- 4 前条第二項の検査役は、第二項の報告をしたときは、受託者及び同条第一項の申立てをした信託管理人に対し、第二項の書面の写しを交付し、又は同項の電磁的記録に記録された事項を内閣府

- 一 公益信託の信託行為に定めた方法
- 二 提供規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めた方法

第十五条 次に掲げる規定に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

- 一 信託法第三十八條第一項第二号
- 二 信託法第三十八條第六項第二号

第十六条 信託法第四十七條第二項に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第三十六條第一項に規定する電磁的記録媒体（電磁的記録に限る。）及び同法第四十七條第二項の規定により電磁的記録の提供を受ける者が定める電磁的記録とする。

- 2 信託法第四十七條第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める方法は、電磁的方法のうち、同項の規定により電磁的記録に記録された事項の提供を受ける者が定めるものとする。

第六章 公益信託に係る計算

第一節 会計慣行のしん酌

- 第十七条 この章の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

第二節 公益信託に関する信託帳簿及び財産状況開示資料の作成

第十八条（公益信託の信託帳簿等の作成）

信託法第三十七條第一項の規定による信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の信託帳簿」という。）及び同法第三十七條第二項の規定による同項の書類又は電磁的記録（以下この条及び次条において「公益信託の財産状況開示資料」という。）については、次条第一項の規定を適用する場合を除き、同法第二百二十二條第二項の会計帳簿を受託者が作成すべき公益信託の信託帳簿とし、同条第四項の規定により作成すべき書類又は電磁的記録を受託者が作成すべき公益信託の財産状況開示資料とする。

- 2 公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成は、次節（第二十八條を除く。）の規定に従って行わなければならない。

第十九条（特定資産公益信託に関する信託帳簿等の作成）

特定資産公益信託（限定責任公益信託であるものを除く。以下この条において同じ。）に関する公益信託の信託帳簿及び公益信託の財産状況開示資料の作成については、この条に定めるところによりすることができる。

- 2 前項の場合において、受託者が作成する公益信託の信託帳簿は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿その他の必要な帳簿とする。

- 3 第一項の場合において、受託者が作成する公益信託の財産状況開示資料は、信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の概況を明らかにする収支決算書並びに法第二十条第二項第一号の財産目録（次項及び第五項において「特定資産公益信託の計算書類」という。）並びに信託概況報告とする。

- 4 特定資産公益信託の計算書類は、第二項に規定する公益信託の信託帳簿に基づいて作成しなければならない。

令・法務省令で定める方法により提供しなければならない。

5 受託者は、前項の規定による書面の写しの交付又は電磁的記録に記録された事項の**内閣府令・法務省令**で定める方法による提供があったときは、直ちに、その旨を受益者（前条第一項の申立てをしたものを除く。次項において同じ。）に通知しなければならない（ただし書適用除外）。

6 裁判所は、第二項の報告があった場合において、必要があると認めるときは、受託者に対し、同項の調査の結果を信託管理人に通知することその他の当該報告の内容を周知するための適切な措置をとるべきことを命じなければならない。

第二百二十二条（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務等の特例）

第二百二十二条 限定責任信託における帳簿その他の書類又は電磁的記録の作成、内容の報告及び保存並びに閲覧及び謄写については、第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、次項から第九項までに定めるところによる。

2 受託者は、**内閣府令・法務省令**で定めるところにより、限定責任信託の会計帳簿を作成しなければならない。

3 受託者は、限定責任信託の効力が生じた後速やかに、**内閣府令・法務省令**で定めるところにより、その効力が生じた日における限定責任信託の貸借対照表を作成しなければならない。

4 受託者は、毎年、**内閣府令・法務省令**で定める一定の時期において、**内閣府令・法務省令**で定めるところにより、限定責任信託の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書その他の**内閣府令・法務省令**で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

5 受託者は、前項の書類又は電磁的記録を作成したときは、その内容について信託管理人に報告しなければならない（ただし書適用除外）。

6 受託者は、第二項の会計帳簿を作成した場合には、その作成の日から十年間（当該期間内に信託の清算の結了があったときは、その日までの間。次項において同じ。）、当該会計帳簿（書面に代えて電磁的記録を**内閣府令・法務省令**で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面）を保存しなければならない。ただし、信託管理人に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を**内閣府令・法務省令**で定める方法により提供したときは、この限りでない。

7 受託者は、信託財産に属する財産の処分に係る契約書その他の信託事務の処理に関する書類又は電磁的記録を作成し、又は取得した場合には、その作成又は取得の日から十年間、当該書類又は電磁的記録（書類に代えて電磁的記録を**内閣府令・法務省令**で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にあつては当該書面）を保存しなければならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

8 受託者は、第三項の貸借対照表及び第四項の書類又は電磁的記録（以下この項及び第二百二十四条第二項第一号において「貸借対照表等」という。）を作成した場合には、信託の清算の結了の日までの間、当該貸借対照表等（書類に代えて電磁的記録を**内閣府令・法務省令**で定める方法により作成した場合にあつては当該電磁的記録、電磁的記録に代えて書面を作成した場合にか

5 第三項に規定する信託概況報告は、特定資産公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、特定資産公益信託の計算書類の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

6 前各項の規定にかかわらず、信託法第三十七条第二項の規定により特定資産公益信託の清算受託者（同法第一百七十七条に規定する清算受託者をいう。以下同じ。）が作成すべきものについては、第三十四条、第三十五条、第三十七条第一項及び第三十八条の規定を準用する。この場合において、第三十五条第二項中「の会計帳簿」とあるのは「に係る第十九条第二項に規定する公益信託の信託帳簿」と、第三十七条第一項中「貸借対照表を、会計帳簿」とあるのは「財産目録を、第十九条第二項に規定する公益信託の信託帳簿」と読み替えるものとする。

第三節 限定責任公益信託の計算

第一款 会計帳簿

第二十條 信託法第二百二十二条第二項の規定による会計帳簿の作成については、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。

2 会計帳簿の作成は、書面又は電磁的記録をもってしなければならない。

※ 第二十四条第三項で規定

第二目 資産及び負債

第二十一条（資産の評価）

第二十一条 資産については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

2 償却すべき資産については、信託事務年度の末日（信託事務年度の末日以外の日において評価すべき場合にあつては、その日。以下この条及び次条において同じ。）において、相当の償却をしなければならない。

3 次の各号に掲げる資産については、信託事務年度の末日において当該各号に定める価格を付すべき場合には、当該各号に定める価格を付さなければならない。

一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産（当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められるものを除く。） 信託事務年度の末日における時価

二 信託事務年度の末日において予測することができない減損が生じた資産又は減損損失を認識すべき資産 その時の取得原価から相当の減損をした額

4 取立不能のおそれのある債権については、信託事務年度の末日においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

5 債権については、その取得価額が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。

6 次に掲げる資産については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 信託事務年度の末日における時価がその時の取得原価より低い資産
二 前号に掲げる資産のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産
(負債の評価)

ら十年間を経過した後において、信託管理人に対し、当該書類若しくはその写しを交付し、又は当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令・法務省令で定める方法により提供したときは、この限りでない。

9 限定責任信託における第三十八条の規定の適用については、同条第一項各号中「前条第一項又は第五項」とあるのは「第二百一十二条第二項又は第七項」と、同条第四項第一号及び第六項各号中「前条第二項」とあるのは「第二百一十二条第三項又は第四項」とする。

第二十二條 負債については、この命令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げる負債については、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。

一 将来の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この号において同じ。）の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該信託事務年度の負担に属する金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上すべき引当金

二 前号に掲げる負債のほか、信託事務年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債

第二十三條 のれんは、次に掲げる場合に限り、資産又は負債として計上することができる。

一 有償で譲り受けた場合

二 公益信託の併合又は公益信託に係る信託の分割により取得した場合

三 前二号に掲げる場合のほか、のれんを計上しなければならない正当な理由がある場合において、適正なれんを計上するとき。

第二款 計算関係書類等

第一目 総則

（計算関係書類等）

第二十四條 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきものについては、他の法令に別段の定めがある場合を除き、この款に定めるところによる。

2 信託法第二百二十二条第四項に規定する内閣府令・法務省令で定める書類又は電磁的記録は、貸借対照表、損益計算書（損益計算書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。第二十六条及び第三十一条において同じ。）及び信託概況報告並びにこれらの附属明細書（附属明細書を電磁的記録をもって作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）とする。

3 前項に規定する書類又は電磁的記録は、信託事務年度の経過後、三月以内に作成しなければならない。

（表示の原則）

第二十五條 信託法第二百二十二条第三項及び第四項の規定により作成すべきもの（信託概況報告及びその附属明細書を除く。）に係る事項の金額は、一円単位、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

第二十六條 貸借対照表又は損益計算書（以下「計算書類」という。）には、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記しなければならない。

一 資産の評価基準及び評価方法

二 固定資産の減価償却の方法

三 引当金の計上基準

四 収益及び費用の計上基準

五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）をも注記しなければならない。

一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容

二 表示方法を変更したときは、その内容

（追加情報の注記）

第二十七条 この款に定めるもののほか、公益信託に係る財産及び損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、計算書類に注記しなければならない。

（効力発生日の貸借対照表）

第二十八条 信託法第二百二十二条第三項の規定により作成すべき貸借対照表は、限定責任公益信託の効力が生じた日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

（各信託事務年度に係る計算書類）

第二十九条 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書の作成に係る期間は、当該信託事務年度の前信託事務年度の末日の翌日（当該信託事務年度の前信託事務年度がない場合にあつては、限定責任公益信託の効力が生じた日）から当該信託事務年度の末日までの期間とする。この場合において、当該期間は、一年を超えることができない。

2 各信託事務年度に係る計算書類及びその附属明細書は、当該信託事務年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二目 計算書類等

（貸借対照表の区分）

第三十条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

2 資産の部は、流動資産及び固定資産に、負債の部は、流動負債及び固定負債に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分することができる。

3 純資産の部は、指定純資産及び一般純資産に区分しなければならない。ただし、信託財産に属する財産に減価償却資産が含まれることが見込まれないときは、指定純資産及び一般純資産に区分しないこととすることができる。

（損益計算書の区分）

第三十一条 損益計算書は、次に掲げる区分を設けて表示しなければならない。この場合において、各区分は、適当な項目に細分することができる。

- 一 経常収益
- 二 事業費
- 三 管理費
- 四 経常外収益
- 五 経常外費用

2 前項第四号及び第五号に掲げる区分については、それぞれ経常外収益又は経常外費用を示す適当な名称を付すことができる。

3 損益計算書の各項目については、当該項目の内容を示す適当な名称を付さなければならない。

（附属明細書）

第三十二条 各信託事務年度に係る計算書類の附属明細書には、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

第三目 信託概況報告

第三十三条 信託概況報告は、当該限定責任公益信託の状況に関する重要な事項（公益事務の実施状況を含み、計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。）をその内容としなければならない。

2 信託概況報告の附属明細書は、信託概況報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

第三款 清算中の公益信託の特例

第三十四条 第二十四条第一項の規定にかかわらず、信託法第二百二十二条第四項の規定により公益信託の清算受託者が作成すべきものについては、この款に定めるところによる。

(財産目録)

第三十五条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、信託法第七十五条に規定する場合に該当することとなった日（以下この款において「清算開始の日」という。）における財産目録を作成しなければならない。

2 前項の財産目録に計上すべき財産については、その処分価格を付すことが困難な場合を除き、清算開始の日における処分価格を付さなければならない。この場合において、清算中の公益信託の会計帳簿については、財産目録に付された価格を取得価額とみなす。

3 第一項の財産目録は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 正味資産

(清算開始時の貸借対照表)

第三十六条 公益信託の清算受託者は、公益信託の清算が開始したときは、遅滞なく、清算開始の日における貸借対照表を、財産目録に基づき作成しなければならない。

2 前項の貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる部は、その内容を示す適当な名称を付した項目に細分することができる。

- 一 資産
- 二 負債
- 三 純資産

3 処分価格を付すことが困難な資産がある場合には、第一項の貸借対照表には、当該資産に係る財産評価の方針を注記しなければならない。

(各清算事務年度に係る貸借対照表)

第三十七条 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度（清算開始の日の翌日又はその後毎年その日に応当する日（応当する日がない場合にあつては、その前日）から始まる各一年の期間をいう。第三項及び次条第一項において同じ。）に係る貸借対照表を、会計帳簿に基づき作成しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の貸借対照表について準用する。

3 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る貸借対照表の附属明細書を作成しなければならない。

4 前項の附属明細書は、貸借対照表の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

(各清算事務年度に係る事務報告)

第三十八条 公益信託の清算受託者は、各清算事務年度に係る事務報告及びその附属明細書を作成しなければならない。

2 前項の事務報告は、清算に関する事務の執行の状況に係る重要な事項をその内容としなければならない。

3 第一項の附属明細書は、同項の事務報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。

附則

この命令は、法の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。